
2019 年版 上場企業 監査人・監査報酬 実態調査報告書

2019 年 3 月 31 日

監査人・監査報酬問題研究会

本年度責任者 林 隆敏（関西学院大学）
松本祥尚（関西大学）
町田祥弘（青山学院大学）
佐久間義浩（東北学院大学）
高田知実（神戸大学）
堀古秀徳（大阪産業大学）

1. はじめに	1
2. 日本の監査報酬の実態分析	3
(1) 調査の期間、対象、及び方法	3
(2) 監査証明業務報酬額の概要	3
(3) 監査証明業務報酬額の推移	5
(4) 対売上高比率による分析	6
(5) 資本市場別の分析	8
(6) 業種別の分析	9
(7) 監査人別の分析	26
(8) 増減分析	27
(9) 監査人交代企業の分析	27
(10) ガバナンス形態別の分析	29
(11) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容	31
(12) 日米比較	32
3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査	34
(1) 日本公認会計士協会からの委託事項	34
(2) 問題の背景	34
(3) わが国における先行文献	37
(4) 海外における先行文献	39
(5) わが国監査人の選任と監査報酬のあり方	41
4. 監査報酬の実証分析—IFRS 導入による監査報酬及び非監査報酬への影響—	43
(1) 背景	43
(2) 先行研究	44
(3) リサーチデザイン	45
(4) 結果	46
(5) 追加検証	58
(6) おわりに	58
5. おわりに	60
参考文献	62
執筆者紹介及び担当箇所一覧	64

1. はじめに

監査人・監査報酬問題研究会は、2007年より、日本公認会計士協会からの委託研究として、有価証券報告書に開示されたデータをもとに、わが国の全上場企業の監査人及び監査報酬の実態調査と分析を実施している。

日本における上場企業は、2004年3月期以降に提出された有価証券報告書から、「提出会社の企業統治に関する事項」に監査報酬の内容（監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容）を開示することが求められている。当初は任意開示であったが、その後、2008年3月期以降に提出された有価証券報告書からは、「コーポレート・ガバナンスの状況」の区分において、監査報酬と非監査報酬を提出会社と連結子会社に区分した統一様式によって記載することが義務づけられ、現在に至っている¹。

本研究の目的は、被監査企業が監査人に対して支払う報酬を手掛かりとして、日本の上場企業における公認会計士監査の実態を明らかにすることにある。本調査研究によって、毎年の監査報酬等に関するデータが蓄積されることは、研究上の貢献として、いわゆるアーカイバル型の実証的手法による監査研究の基盤整備に繋がることが挙げられる。また同時に、監査業務は本来クライアント毎に異なるテイラーメイド型の高度専門職業サービスであるにもかかわらず、あたかもコモディティのように価格競争が行なわれている現状において、本研究の成果の蓄積は、コモディティ的な価格競争の排除と、結果として監査報酬の適正化を可能とすると期待される。

2007年からの日本公認会計士協会からの委託研究の調査・研究の成果は、以下を参照されたい。

- (1) 2006年度から2010年度までの調査・研究成果は、監査人・監査報酬問題研究会『上場企業監査人・監査報酬白書』（日本公認会計士協会出版局）2008年版～2012年版に収録されている。
- (2) 2011年度から2015年度分については、日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて、それぞれ「『2013年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」、「『2014年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」、「『2015年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」、「『2016年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」、「『2017年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」、並びに「『2018年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」として公表されている。本年度も書籍の発刊は行なわれず、本実態調査報告書は日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて公表される。
- (3) その他、2006年度から2010年度までの5年間の委託研究の成果に、監査報酬に関連する諸問題の考察やアンケート調査結果の分析等を加筆した研究書として、監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』（日本公認会計士協会出版局、2012年）が発刊されている。

¹ 2019年1月31日に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正され、現在の開示内容に加えて、提出会社及び提出会社の連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載することとされた（第二号様式 記載上の注意(56)d(f)）。この規定は、2019年3月31日以後に終了する事業年度から適用されるが、2020年3月30日までに終了する事業年度については、改正前の規定によることができる。

以下、本実態調査報告書の本論は、2. 日本の監査報酬の実態分析、3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査、及び4. 監査報酬データを用いた実証分析から構成されている。

このうち、2.では、本年度（2017年度）の監査報酬等のデータを用いて、ここ数年のわが国の監査報酬等の動向を確認している。また3.では、本年度も昨年度に引き続き日本公認会計士協会からの個別の委託事項を取り扱うこととした。日本公認会計士協会からは「監査報酬の受領の仕方についての過去の議論及び学術研究のレビュー」という委託事項が寄せられた。最後の4.では、毎年、監査報酬データを鍵にして、さまざまな角度からの実証研究を試みているところであるが、本年度は、IFRSの導入が監査報酬及び非監査報酬に与える影響を検証することとした。

既述のとおり、本調査研究の課題は、監査報酬を手がかりとして、わが国における上場企業の監査の実態を明らかにすることにある。日本公認会計士協会からも、毎年度「監査実施状況調査」が有用な情報として公表されているが、当該調査が監査概要書を元にした非公開データに基づくのに対して、本研究会の調査研究は、有価証券報告書に開示された公開データに基づいていることと、独立的な立場にある研究者による調査研究であることに特徴がある。

最後に、本研究会が2007年度から今回まで12年間にわたり継続的に調査・研究を行うことができたのは、本研究の重要性を理解し、本調査・研究を委託してくださっている日本公認会計士協会の歴代会長、並びに、現在の関根愛子会長ほか関係各位のご支援の賜物であり、深く感謝申し上げたい。本研究会による調査研究の成果が日本の公認会計士監査制度の一層の充実・発展に些かなりとも貢献できれば幸いである。

（林 隆敏）

2. 日本の監査報酬の実態分析

(1) 調査の期間、対象、及び方法

私たちの調査は、当該記載に基づく開示データを基礎としており、その調査方法の概要は、以下のとおりである。

- 調査期間——2017年4月期決算から2018年3月期決算に至る1年間
- 調査対象——2018年3月末時点において日本の証券取引所に上場しており、有価証券報告書を提出した全ての上場企業（3,676社）
- 調査方法——監査報酬及び監査人に関する一連のデータは、株式会社インターネットディスクロージャー社から提供を受けたデータを基礎として、私たちが自らEDINETを通じて、各社の有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスの状況」、「監査報告書」その他の資料から手作業により収集したものを利用している。

本調査において対象とするのは、連結ベースでの監査報酬であり、以下では、とくに断りがない限り、「監査証明業務に基づく報酬」という場合、有価証券報告書の提出会社とその連結子会社における監査証明業務に基づく報酬の合計額を意味している。

以下、本年度（2017年4月期決算から2018年3月期決算、これを「2017年度」という。）に係る監査報酬及び監査人の実態に関する調査結果と分析を紹介する。

なお、2017年度の監査報酬の動向を分析する上で考慮すべき環境要因、すなわち、監査報酬の増加又は減少をもたらさうる大きな制度変更や関係法規・基準の新設・改廃はなかったと理解している。

(2) 監査証明業務報酬額の概要

〔図表1〕は、2016年度と2017年度の監査証明業務に基づく報酬の概要を示している²。

〔図表1〕 監査証明業務に基づく報酬の概要

項目	2016年度	2017年度
企業数（社）	3,650	3,676
合計（百万円）	229,952.32	242,775.74
平均（百万円）	63.00	66.04
最大（百万円）	5,027.00	5,391.00
中央値（百万円）	30.50	31.00
最小（百万円）	5.00	4.50
標準偏差	179.19	195.68

² 東芝は、2016年度（2017年3月期決算）に、決算を遅延したうえに限定付適正意見が表明されるなど、2015年度に引き続き特殊な状況が続いた。監査証明業務報酬をみても、2015年度に高騰した約53億円に比べると2016年度の報酬は約28億円と約半額程度まで低下したが、それでも、2014年度の10億円程度に比べると3倍近い額である。東芝は、SEC基準を適用しており、本来であればSEC登録企業等に区分されるが、〔図表2〕の統計量を見ても、2016年度の報酬はSEC登録企業等の平均値をはるかに超える報酬額である。このような特徴を全体的に評価して、2016年度の分析では（株）東芝を分析対象から除外した。

2017年度の監査証明業務に基づく報酬は、2016年度と比べて、平均（中央値）で3.04百万円（0.50百万円）増加している。上場廃止企業や新規上場企業の影響を考慮する必要はあるが、後掲の【図表3】に示している近年の傾向と照らし合わせても、報酬の増加傾向は2013年度以降本年度まで継続していると解される。

なお、監査報酬の分析を行うにあたって留意しなければならないことの1つに、アメリカの証券取引委員会（SEC）に登録している企業等³が支払った監査報酬額は、日本の他の企業に比べて非常に大きいという点がある。SEC登録企業等は、アメリカの会計基準等に基づいて財務諸表を作成しており、SECによる開示規制への対応を含めて、異なる監査上の対応が求められることが想定されるため、SEC登録企業等を他の上場企業と同じサンプルとして扱うことは適切ではないと考えられる。また、IFRS適用企業についても一定の考慮が必要かもしれない。IFRSを適用することで海外企業との比較可能性が高まるというメリットを享受したい企業の規模は大きい傾向にあり、海外の投資家やアナリストによるプレッシャーを受けている可能性も高いことから、IFRSを適用していない企業との間にシステムチックな違いがあるかもしれないからである。

そこで、【図表2】では、SEC登録企業等とそれ以外の上場企業の監査証明業務に基づく報酬の概要を比較している。

【図表2】 SEC登録企業等及びSEC登録企業等以外の企業の概要比較

項目	SEC登録企業等		SEC登録企業等以外の企業			
			IFRS適用企業		その他の企業	
	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度
企業数（社）	25	26	123	153	3,502	3,497
合計（百万円）	27,845.40	34,415.00	34,784.51	39,244.04	167,322.41	169,116.70
平均（百万円）	1,113.82	1,323.65	282.80	256.50	47.78	48.36
最大（百万円）	5,072.00	5,391.00	2,170.00	2,376.00	1,819.00	1,947.00
中央値（百万円）	523.00	789.50	126.00	111.00	30.00	30.00
最小（百万円）	44.40	129.00	18.00	10.00	5.00	4.50
標準偏差	1,372.78	1,441.37	398.14	376.75	72.17	74.57

【図表2】から明らかなように、企業規模等の条件の相違があるとはいえ、SEC登録企業等26社と（IFRS適用企業でもない）その他の企業3,497社とでは平均（中央値）で27.4倍（26.3倍）もの差が

³ 2018年3月末における日本の上場企業のうち、SECに登録している企業は次の14社である。京セラ、ソニー、トヨタ自動車、本田技研工業、キヤノン、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、野村ホールディングス、NTTドコモ、オリックス、インターネット・イニシアティブ、FRONTEO、LINE（なお、このうち、三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、FRONTEOの4社は、有価証券報告書においては日本基準により財務諸表を作成しており、本田技研工業とLINEは、同報告書においてはIFRSにより財務諸表を作成している。）。また、SEC基準適用企業には次の12社が含まれる。日本ハム、ワコールホールディングス、富士フィルムホールディングス、クボタ、小松製作所、東芝、三菱電機、オムロン、TDK、村田製作所、マキタ、日本電信電話。以下では、SEC登録企業14社及びSEC基準適用会社12社の合計26社を一括して「SEC登録企業等」と称する。

なお、SEC登録企業については、ナスダックのウェブサイト（ニューヨーク証券取引所上場企業については<https://www.nasdaq.com/screening/companies-by-region.aspx?region=Asia&country=Japan&exchange=NYSE>、ナスダック上場企業については<https://www.nasdaq.com/screening/companies-by-region.aspx?region=Asia&country=Japan&exchange=NASDAQ>）を参照した。

ある。IFRS 適用企業についても、その他の企業との間で平均（中央値）に約 5.3 倍（3.7 倍）の差がある。

このように、SEC 登録企業等、IFRS 適用企業、そしてその他の企業との間には、報酬のばらつきに歴然とした差が生じている。しかし、SEC 登録企業等がアメリカの制度下での開示規制や相互上場によってより多くの投資家等の目にさらされているのに対し、IFRS 適用企業はその他の企業と同様の制度の下で、発行証券が日本市場において取引されている。また、本研究会の 2017 年版の実態調査報告書（監査人・監査報酬問題研究会 [2017]）において、IFRS 適用の内生的な影響をコントロールした分析によって、IFRS の適用が監査報酬を増加させる原因とはならないことを明らかにしている。したがって、以下の分析では、わが国固有の特徴を導出するため、調査対象企業 3,676 社から SEC 登録企業等 26 社を除いた、3,650 社を分析対象とする。

(3) 監査証明業務報酬額の推移

まず、近年における監査報酬額の推移を時系列的に比較してみよう。[図表 3] を参照されたい。

[図表 3] 監査証明業務に基づく報酬の推移

項目	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	3,530	3,508	3,499	3,530	3,584	3,625	3,650
平均 (百万円)	50.58	50.36	52.70	53.60	54.00	55.75	57.09
最大 (百万円)	1,705.00	1,593.00	2,307.00	2,021.00	1,966.00	2,170.00	2,376.00
中央値 (百万円)	31.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	31.00
最小 (百万円)	7.00	4.76	4.76	5.00	5.00	5.00	4.50
標準偏差	80.37	82.27	102.29	105.78	105.03	110.36	113.93
増加率 (%)	-1.95	-1.25	4.36	2.61	2.29	4.43	3.09

(注) 増加率は、年度ごとに算定した監査報酬合計の増加率であり、日本における上場企業の監査市場全体の伸び率をとらえるものである。

日本企業の監査証明業務報酬平均額は、（[図表 3] は 2011 年度以降の推移であるため明らかではないが）内部統制監査及び四半期レビューが導入された 2009 年 3 月期以降の約 1 年間の決算で、前年度に比べて大幅に増加した。しかし、2010 年度から 2012 年度にわたって、内部統制監査及び四半期レビューによる増加分の一部を取り崩すかのような減少傾向が続いた。

その後、2013 年度以降は上昇に転じ、2017 年度まで 5 年連続して対前年比で増加している。この背景には、2014 年 3 月決算（本研究における調査期間区分では 2013 年度に含まれる。）から適用が開始された「監査における不正リスク対応基準」の影響があるものと解される。ただし、[図表 3] の統計量から、この傾向は上場企業全てに適用できるのではないことがわかる。2012 年度から 2016 年度にかけて監査報酬の中央値に変化がなく、標準偏差が大きくなっているということは、より多くの監査報酬を支払う企業が増加したことを意味するからである。報酬のばらつきが増加したことは、監査

証明業務の重要性を以前よりも高く認識している企業が増え、それらの企業がより高額の報酬を支払っていることを示唆しているのかもしれない。

(4) 対売上高比率による分析

一般に、監査報酬に係る研究では、被監査企業の企業規模が異なることによる影響を排除するために、各企業の監査証明業務報酬額を売上高によって除した対売上高比率を利用することが多い。また、過年度の本調査研究においても、日本の監査証明業務報酬額と売上高及び総資産額との関連性は非常に高いことが確認されている。

そこで、2011年度から2017年度までの売上高に対する監査証明業務報酬の比率の推移を確認しよう。〔図表4〕を参照されたい。

〔図表4〕 対売上高監査証明業務報酬比率

項目	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
企業数(社)	3,523	3,507	3,498	3,528	3,582	3,625	3,650
平均(%)	0.315	0.309	0.686	0.277	0.275	0.285	0.277
最大(%)	42.105	69.018	1,440.678	57.067	39.881	67.141	52.411
中央値(%)	0.116	0.112	0.105	0.102	0.104	0.107	0.107
最小(%)	0.001	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
標準偏差	1.446	1.633	24.379	1.491	1.085	1.419	1.176

(注) 2013年度の最大値である1,440.678%(1社、医薬品)を除いて対売上高比率を計算し直すと、平均(中央値)は0.274%(0.105%)、標準偏差は1.088となる。

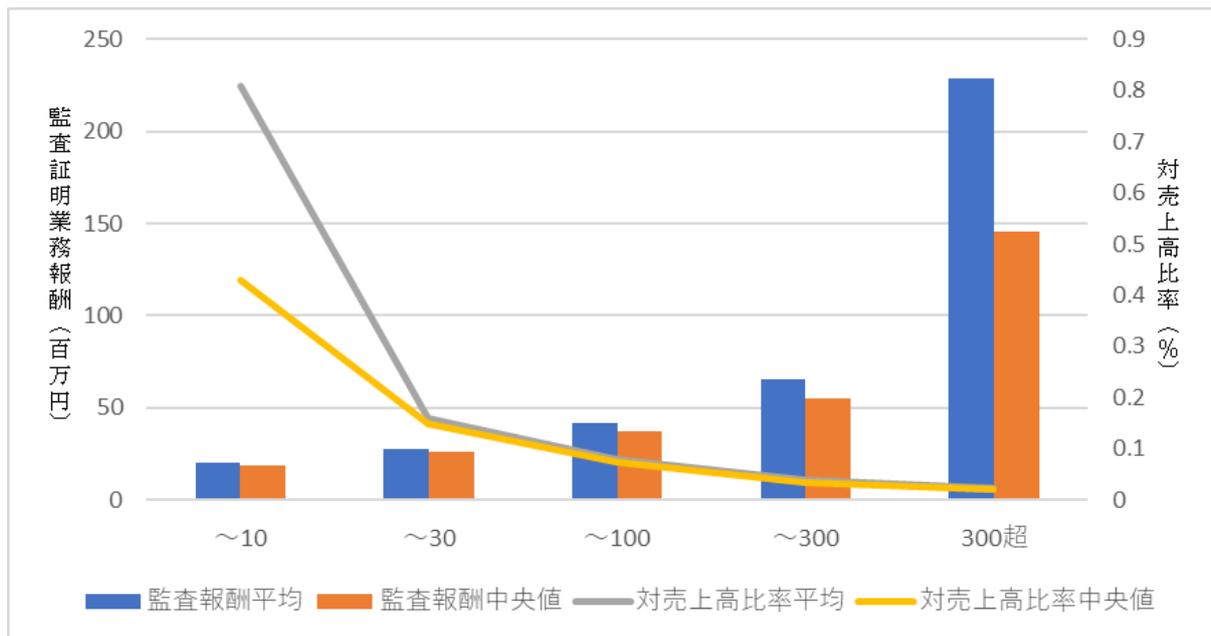
対売上高監査証明業務報酬比率でみると、2017年度は、前年度よりも平均が0.008%低下($\Delta 0.008=0.277-0.285$)している。マクロレベルでの景気の影響を受けて売上高は増減しやすいのに対し、監査報酬は時系列で比較的安定しているため、対売上高監査証明業務報酬比率の時系列推移を理解する場合は注意が必要であるが、ここまでで確認した全体としての監査報酬の増加傾向とは矛盾しない程度の低下である。

上述のとおり、監査報酬の分析にあたって対売上高比率を用いるのは、被監査企業の企業規模の影響を排除するためである。しかし、監査報酬には、企業規模に対して比例的に増加するとは限らない部分があると考えられる。つまり、上場企業に対する監査を実施するにあたっては、規模にかかわらず実施すべき必要最低限の監査手続などがあると考えられ、この前提の下では、規模の小さい企業の対売上高比率は相対的に高くなると予想される。このことを確認するために、監査証明業務報酬及び対売上高比率を売上高に応じて区分すると、〔図表5-1〕のようになる。〔図表5-2〕は、〔図表5-1〕で示した平均と中央値を図示したものである。

【図表 5-1】 監査証明業務報酬及び対売上高監査証明業務報酬比率

売上高（10 億円）		～10	～30	～100	～300	300 超
企業数（社）		953	884	881	518	414
監査証明業務報酬	合計（百万円）	18,910	24,418	36,460	33,750	94,823
	平均（百万円）	19.84	27.62	41.39	65.15	229.04
	最大（百万円）	120.00	86.00	261.00	339.00	2,376.00
	中央値（百万円）	18.50	26.00	37.00	55.00	146.00
	最小（百万円）	4.50	9.80	13.00	16.00	27.00
	標準偏差	8.13	9.50	20.17	37.89	276.34
対売上高比率	平均（%）	0.8094	0.1600	0.0794	0.0395	0.0229
	最大（%）	52.4109	0.4524	0.3422	0.2198	0.2012
	中央値（%）	0.4286	0.1490	0.0731	0.0343	0.0199
	最小（%）	0.1115	0.0589	0.0175	0.0093	0.0022
	標準偏差	2.2155	0.0621	0.0354	0.0214	0.0181

【図表 5-2】会社の規模別の監査証明業務報酬等(対売上高)



【図表 5-1】及び【図表 5-2】から、監査証明業務報酬の金額は、売上高の規模区分が大きくなるにつれて高くなっており、かつ規模区分間の差は規模区分が大きくなるにつれて拡大している。一方、監査証明業務報酬の対売上高比率は、売上高の規模区分が大きくなるにつれて低下しているが、規模区分間の差は売上高規模区分が大きくなるにつれて緩やかになっている。例えば、売上高が 100 億円に満たない企業の売上高に対する監査証明業務報酬比率の平均（中央値）は約 0.809%（0.429%）であるが、この比率は企業規模が大きくなるにしたがって次第に小さいものとなり、3,000 億円を超える

売上高規模の企業では平均（中央値）は約 0.023%（0.020%）と極端に小さく、両者の間には 35.17 倍（21.5 倍）の差がある。これは、監査報酬は規模に対して比例的に増加せず、固定的に生じる部分があるという事前の予想と一致している。そして、このことが、売上高が一定規模以上の企業にとっては監査証明業務報酬額の負担は小さく、規模の小さい企業にとっては負担が相対的に重いといわれるゆえんである。この問題は、日本をはじめ諸外国においても、中小規模の非上場企業に対する監査の免除や、監査をレビューによって代替する議論が盛んに行われる背景といえる。

なお、海外においては、マスコミ等が、例えば、売上高百万ドル当たりの監査報酬という形で、簡便な監査報酬の指標を示すことが多い。そこで、わが国についても売上高 1 億円当たりの監査証明業務報酬額（平均）、及び総資産 100 億円当たりの監査証明業務報酬額（平均）を示せば、【図表 6】のとおりである。

【図表 6】 監査証明業務報酬指標

項目	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
売上高 1 億円当たりの監査証明業務報酬額（百万円）	0.315	0.309	0.686	0.277	0.275	0.285	0.277
総資産 100 億円当たりの監査証明業務報酬額（百万円）	26.181	26.227	21.184	19.810	20.408	20.190	20.531

(5) 資本市場別の分析

ここでは、資本市場別の監査証明業務に基づく報酬の動向を分析する。わが国には、東京証券取引所第一部や第二部をはじめとして、複数の証券市場があるが、新興企業向け市場という位置づけの東証マザーズ、ジャスダック、名証セントレックス、札幌アンビシャス、福岡 Q-Board と、それ以外の非新興市場という区分を用いる。この区分は過年度の分析と同じものである。【図表 7】を参照されたい。

【図表 7】 資本市場別監査証明業務報酬

項目	新興市場				非新興市場			
	監査証明業務報酬 （百万円）		対売上高比率 （%）		監査証明業務報酬 （百万円）		対売上高比率 （%）	
	2016 年度	2017 年度	2016 年度	2017 年度	2016 年度	2017 年度	2016 年度	2017 年度
企業数（社）	1,026	1,046	1,026	1,046	2,599	2,604	2,599	2,604
合計	23,296	24,251	—	—	178,811	184,110	—	—
平均	22.71	23.18	0.661	0.624	68.80	70.70	0.136	0.138
最大	134.00	153.50	67.141	52.411	2,170.00	2,376.00	3.281	4.353
中央値	20.20	20.65	0.277	0.264	37.00	38.00	0.076	0.076
最小	5.00	4.50	0.009	0.009	7.00	8.00	0.002	0.002
標準偏差	12.08	12.05	2.605	2.128	127.79	132.25	0.229	0.233

【図表 7】から、監査証明業務報酬額の平均（中央値）は、東証第一部や第二部といった比較的大規模な企業で構成される非新興市場では 70.70 百万円（38.00 百万円）であり、新興市場の 23.18 百万円

(20.65 百万円) よりもかなり大きな値をとっているが、対売上高比率の平均 (中央値) は、新興市場の 0.624% (0.264%) に対して非新興市場は 0.138% (0.076%) となっており、関係が逆転していることがわかる。これは [図表 5-1] でも確認されたように、監査証明業務報酬には固定的部分があると想定できるため、一定の下限が存在することによると解される。

(6) 業種別の分析

ここでは、証券コードによる業種分類 (総務省の「日本標準産業分類」) のうち中分類 33 業種区分を用いて、業種別の監査証明業務報酬額の推移を確認する。[図表 8] を参照されたい。

なお、過去 2 年度は、報酬合計額の対前年度増加率のみを示していたが、報酬合計額は当該業種に属する企業数の増減にも影響を受けるため、報酬平均額の増加率を併せて示している。また、対前年度増加率のみでなく、2010 年度を基準年度とした増加率も示すこととした。

[図表 8] 業種別の監査証明業務報酬額の推移

1. 水産・農林業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	10	11	11	10	10	11	11	11
合計 (百万円)	680.10	677.00	695.80	396.30	616.30	635.30	640.80	643.50
対前年度 増加率 (%)	—	-0.46	2.78	-43.04	55.51	3.08	0.87	0.42
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-0.46	2.31	-41.73	-9.38	-6.59	-5.78	-5.38
平均 (百万円)	68.01	61.55	63.25	39.63	61.63	57.75	58.25	53.63
対前年度 増加率 (%)	—	-9.50	2.76	-37.34	55.51	-6.30	0.87	-7.93
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-9.50	-7.00	-41.73	-9.38	-15.09	-14.35	-21.14
最大 (百万円)	300.00	294.00	320.00	117.00	270.00	265.00	258.00	252.00
中央値 (百万円)	35.00	31.00	31.00	33.50	31.00	27.50	27.50	23.50
最小 (百万円)	12.00	12.00	12.00	9.00	9.00	9.50	9.00	9.00
標準偏差	87.04	82.82	82.82	31.49	79.66	75.22	71.03	69.65

(注) 2013 年度の監査報酬合計額が一時的に約 40% 減少した理由は、2014 年 4 月 1 日に、マルハニチロ水産を存続会社 (後に社名をマルハニチロに変更) として、マルハニチロホールディングスが吸収合併されたことに伴い、マルハニチロホールディングスが 2014 年 3 月 27 日に上場廃止となったことに伴うものである。その後、2014 年 4 月 1 日にマルハニチロが上場したものの、2014 年度の監査報酬合計額は 2012 年度の 90% 程度に留まった。

2. 鉱業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	8	9	8	6	7	7	7	7
合計 (百万円)	595.00	622.00	590.44	500.25	596.00	622.00	631.00	633.00
対前年度 増加率 (%)	—	4.54	-5.07	-15.27	19.14	4.36	1.45	0.32
対 2010 年度 増加率 (%)	—	4.54	-0.77	-15.92	0.17	4.54	6.05	6.39
平均 (百万円)	74.38	69.11	73.80	83.38	85.14	88.86	90.14	90.43
対前年度 増加率 (%)	—	-7.09	6.79	12.98	2.11	4.37	1.44	0.32
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-7.09	-0.78	12.10	14.47	19.47	21.19	21.58
最大 (百万円)	218.00	202.00	199.00	221.00	235.00	257.00	252.00	263.00
中央値 (百万円)	54.00	50.00	55.50	55.00	64.00	69.00	66.00	69.00
最小 (百万円)	21.00	21.00	36.00	28.00	21.00	21.00	22.00	22.00
標準偏差	61.00	53.08	52.90	70.58	69.71	77.20	68.91	78.91

3. 建設業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	177	172	171	173	172	177	178	175
合計 (百万円)	8,474.10	8,140.00	7,984.91	8,279.61	8,384.26	8,397.35	8,719.77	8,570.71
対前年度 増加率 (%)	—	-3.94	-1.91	3.69	1.26	0.16	3.84	-1.71
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-3.94	-5.77	-2.30	-1.06	-0.91	2.90	1.14
平均 (百万円)	47.88	47.33	46.70	47.86	48.75	47.44	48.99	48.70
対前年度 増加率 (%)	—	-1.15	-1.33	2.48	1.86	-2.69	3.27	-0.59
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-1.15	-2.46	-0.04	1.82	-0.92	2.32	1.71
最大 (百万円)	407.00	370.00	374.00	380.00	393.00	350.00	335.00	313.00
中央値 (百万円)	36.00	36.00	35.00	35.00	36.00	35.00	35.00	35.00
最小 (百万円)	7.80	9.00	9.80	10.00	10.40	10.40	11.00	11.00
標準偏差	43.59	42.15	42.62	45.29	46.21	44.47	45.05	44.50

4. 食品業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	134	131	130	130	131	130	129	127
合計 (百万円)	6,984.00	6,850.00	6,873.15	6,867.55	6,885.85	7,158.27	7,976.94	7,845.86
対前年度 増加率 (%)	—	-1.92	0.34	-0.08	0.27	3.96	11.44	-1.64
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-1.92	-1.59	-1.67	-1.41	2.50	14.22	12.34
平均 (百万円)	52.12	52.29	52.87	52.83	52.56	55.06	61.84	61.78
対前年度 増加率 (%)	—	0.33	1.11	-0.08	-0.51	4.76	12.31	-0.10
対 2010 年度 増加率 (%)	—	0.33	1.44	1.36	0.84	5.64	18.65	18.53
最大 (百万円)	496.00	498.00	491.00	462.00	420.00	462.00	509.00	499.00
中央値 (百万円)	32.75	31.00	31.50	30.00	30.00	30.00	32.00	33.00
最小 (百万円)	7.00	10.00	7.00	7.00	7.00	8.50	8.50	10.00
標準偏差	65.78	67.21	70.33	66.67	65.79	71.35	85.42	83.79

5. 繊維製品	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	60	56	55	55	54	52	54	55
合計 (百万円)	3,222.50	3,198.00	3,037.42	3,022.20	2,955.13	2,943.68	2,942.33	3,262.85
対前年度 増加率 (%)	—	-0.76	-5.02	-0.50	-2.22	-0.39	-0.05	10.89
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-0.76	-5.74	-6.22	-8.30	-8.65	-8.69	1.25
平均 (百万円)	53.71	57.11	55.23	54.95	54.75	56.61	54.49	59.32
対前年度 増加率 (%)	—	6.33	-3.29	-0.51	-0.36	3.40	-3.74	8.86
対 2010 年度 増加率 (%)	—	6.33	2.83	2.31	1.94	5.40	1.45	10.44
最大 (百万円)	451.00	442.00	439.00	444.00	458.00	438.00	429.00	418.00
中央値 (百万円)	33.50	34.00	34.00	34.00	34.00	34.83	33.50	35.00
最小 (百万円)	10.30	10.00	10.30	10.30	9.30	9.30	9.30	9.30
標準偏差	71.85	76.30	73.15	71.99	72.95	73.24	69.37	76.21

6. パルプ・紙	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	25	25	25	26	26	26	26	26
合計 (百万円)	1,516.50	1,526.00	1,274.78	1,514.78	1,544.83	1,579.72	1,585.40	1,650.80
対前年度 増加率 (%)	—	0.63	-16.46	18.83	1.98	2.26	0.36	4.13
対 2010 年度 増加率 (%)	—	0.63	-15.94	-0.11	1.87	4.17	4.54	8.86
平均 (百万円)	60.66	61.04	50.99	58.26	59.42	60.76	60.98	63.49
対前年度 増加率 (%)	—	0.63	-16.46	14.26	1.99	2.26	0.36	4.12
対 2010 年度 増加率 (%)	—	0.63	-15.94	-3.96	-2.04	0.16	0.53	4.67
最大 (百万円)	277.00	271.00	218.00	256.00	258.00	243.00	255.00	276.00
中央値 (百万円)	32.00	32.00	29.00	26.50	28.24	26.00	27.00	28.50
最小 (百万円)	8.10	8.00	8.10	8.10	8.10	9.00	9.00	9.00
標準偏差	67.25	67.35	52.40	66.94	68.20	68.09	68.05	74.32

7. 化学	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	210	210	210	212	215	215	214	214
合計 (百万円)	10,992.00	10,822.00	10,808.04	10,928.16	10,964.82	11,264.39	11,520.95	12,164.10
対前年度 増加率 (%)	—	-1.55	-0.13	1.11	0.34	2.73	2.28	5.58
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-1.55	-1.67	-0.58	-0.25	2.48	4.81	10.66
平均 (百万円)	52.34	51.53	51.47	51.55	51.00	52.39	53.84	56.84
対前年度 増加率 (%)	—	-1.55	-0.12	0.16	-1.07	2.73	2.77	5.57
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-1.55	-1.66	-1.51	-2.56	0.10	2.87	8.60
最大 (百万円)	721.00	714.00	691.00	750.00	802.00	1,009.00	936.00	934.00
中央値 (百万円)	35.00	34.00	34.00	34.00	34.00	35.00	35.00	36.00
最小 (百万円)	9.50	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	9.50
標準偏差	65.37	65.22	63.43	66.59	68.16	79.37	76.58	81.42

8. 医薬品	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	54	57	58	60	61	64	65	66
合計 (百万円)	3,063.00	3,047.00	3,002.45	3,297.17	3,276.80	3,598.58	3,670.86	3,934.43
対前年度 増加率 (%)	—	-0.52	-1.46	9.82	-0.62	9.82	2.01	7.18
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-0.52	-1.98	7.65	6.98	17.49	19.85	28.45
平均 (百万円)	56.72	53.46	51.77	54.95	53.72	56.23	56.47	59.61
対前年度 増加率 (%)	—	-5.75	-3.16	6.14	-2.24	4.67	0.43	5.56
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-5.75	-8.73	-3.12	-5.29	-0.86	-0.44	5.10
最大 (百万円)	387.00	330.00	308.00	325.00	391.00	537.00	525.00	535.00
中央値 (百万円)	37.00	36.00	32.00	34.50	32.00	31.00	33.50	33.75
最小 (百万円)	8.40	8.00	6.00	7.70	8.40	10.10	10.00	10.00
標準偏差	66.08	60.66	59.92	67.29	68.53	85.27	83.12	84.94

9. 石油・石炭製品	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	12	13	13	13	13	13	13	12
合計 (百万円)	1,977.40	1,663.00	1,843.30	1,948.00	2,016.50	2,069.50	2,823.00	2,404.00
対前年度 増加率 (%)	—	-15.90	10.84	5.68	3.52	2.63	36.41	-14.84
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-15.90	-6.78	-1.49	1.98	4.66	42.76	21.57
平均 (百万円)	164.78	127.92	141.79	149.85	155.12	159.19	217.15	200.33
対前年度 増加率 (%)	—	-22.37	10.84	5.68	3.52	2.62	36.41	-7.75
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-22.37	-13.95	-9.06	-5.86	-3.39	31.78	21.57
最大 (百万円)	1,094.00	715.00	729.00	805.00	874.00	931.00	1,436.00	1,357.00
中央値 (百万円)	34.20	32.00	64.00	62.00	54.00	52.00	52.00	48.00
最小 (百万円)	23.00	23.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
標準偏差	301.24	189.34	191.01	211.62	230.94	245.95	368.97	376.08

(注) 2016年度の監査報酬合計額が大きく増加した主な理由は、JXTGホールディングス(株)の従業員数と子会社数が2015年度よりもそれぞれ8,746人と378社増加したためと考えられる。石油・石炭製品業における監査報酬総額に占める同社の割合は、2015年度で約45%、2016年度で約51%であり、同社の報酬額が業種全体に与える影響は相対的に大きい。

10. ゴム製品	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	21	19	19	19	19	19	19	19
合計 (百万円)	1,191.70	1,143.00	1,187.60	1,231.50	1,315.28	1,272.80	1,444.48	1,495.80
対前年度 増加率 (%)	—	-4.09	3.90	3.70	6.80	-3.23	13.49	3.55
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-4.09	-0.34	3.34	10.37	6.81	21.21	25.52
平均 (百万円)	56.75	60.16	62.51	62.51	64.82	69.23	76.03	78.73
対前年度 増加率 (%)	—	6.01	3.91	0.00	3.70	6.80	9.82	3.55
対 2010 年度 増加率 (%)	—	6.01	10.15	10.15	14.22	21.99	33.97	38.73
最大 (百万円)	267.00	279.00	285.00	309.00	312.00	314.00	349.00	390.00
中央値 (百万円)	35.00	39.00	42.00	39.00	43.00	39.00	39.00	40.00
最小 (百万円)	11.80	17.00	17.00	17.00	14.80	14.80	19.80	19.70
標準偏差	61.93	65.31	66.03	71.27	73.26	72.69	86.74	93.82

11. ガラス・土石 製品	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	63	63	63	63	61	61	59	59
合計 (百万円)	2,780.00	2,772.00	2,687.53	2,608.41	2,485.33	2,545.99	2,509.05	2,576.45
対前年度 増加率 (%)	—	-0.29	-3.05	-2.94	-4.72	2.44	-1.45	2.69
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-0.29	-3.33	-6.17	-10.60	-8.42	-9.75	-7.32
平均 (百万円)	44.13	44.00	42.66	41.40	40.74	41.74	42.53	43.67
対前年度 増加率 (%)	—	-0.29	-3.05	-2.95	-1.59	2.45	1.89	2.68
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-0.29	-3.33	-6.19	-7.68	-5.42	-3.63	-1.04
最大 (百万円)	225.00	218.00	217.00	222.00	140.00	170.00	190.00	222.00
中央値 (百万円)	30.00	29.00	28.50	28.50	28.00	28.00	28.00	27.60
最小 (百万円)	11.50	12.00	11.50	11.50	12.00	12.00	12.30	12.80
標準偏差	40.85	40.41	38.71	36.06	29.90	32.57	34.32	38.13

12. 鉄鋼	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	54	54	51	50	49	48	47	47
合計 (百万円)	3,617.00	3,522.00	3,401.66	3,551.03	3,551.60	3,522.35	3,616.42	4,034.55
対前年度 増加率 (%)	—	-2.63	-3.42	4.39	0.02	-0.82	2.67	11.56
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-2.63	-5.95	-1.82	-1.81	-2.62	-0.02	11.54
平均 (百万円)	66.98	65.22	66.70	71.02	72.48	73.38	76.95	85.84
対前年度 増加率 (%)	—	-2.63	2.27	6.48	2.06	1.24	4.87	11.55
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-2.63	-0.42	6.03	8.21	9.56	14.89	28.16
最大 (百万円)	596.90	635.00	744.50	796.12	830.89	814.71	814.93	1,202.58
中央値 (百万円)	35.00	35.00	34.00	34.50	35.00	36.50	38.00	38.00
最小 (百万円)	14.00	14.00	15.00	13.28	15.00	16.00	16.00	11.00
標準偏差	105.78	104.45	125.17	133.84	139.34	138.59	139.31	189.22

13. 非鉄金属	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	38	38	38	36	36	36	37	36
合計 (百万円)	3,097.00	3,118.00	3,131.46	2,917.80	3,011.02	3,003.33	3,066.22	3,065.07
対前年度 増加率 (%)	—	0.68	0.43	-6.82	3.19	-0.26	2.09	-0.04
対 2010 年度 増加率 (%)	—	0.68	1.11	-5.79	-2.78	-3.02	-0.99	-1.03
平均 (百万円)	81.50	82.05	82.41	81.05	83.64	83.43	82.87	85.14
対前年度 増加率 (%)	—	0.67	0.44	1.65	3.20	-0.25	-0.67	2.74
対 2010 年度 増加率 (%)	—	0.67	1.12	-0.55	2.63	2.37	1.68	4.47
最大 (百万円)	510.00	515.00	514.00	558.00	618.00	603.00	662.00	621.00
中央値 (百万円)	36.50	35.50	35.00	31.50	31.50	33.50	33.00	34.50
最小 (百万円)	13.00	15.00	14.00	14.00	14.00	14.00	13.50	14.80
標準偏差	104.24	106.11	107.36	111.67	117.83	115.65	119.32	118.49

14. 金属製品	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	95	92	91	92	92	92	92	93
合計 (百万円)	3,605.70	3,569.00	3,390.92	3,592.08	3,805.80	3,831.86	3,739.66	3,918.20
対前年度 増加率 (%)	—	-1.02	-4.99	5.93	5.95	0.68	-2.41	4.77
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-1.02	-5.96	-0.38	5.55	6.27	3.72	8.67
平均 (百万円)	37.95	38.79	37.26	39.04	41.37	41.65	40.65	42.13
対前年度 増加率 (%)	—	2.21	-3.94	4.78	5.97	0.68	-2.40	3.64
対 2010 年度 増加率 (%)	—	2.21	-1.82	2.87	9.01	9.75	7.11	11.01
最大 (百万円)	450.00	493.00	467.00	510.00	735.00	708.00	613.00	587.00
中央値 (百万円)	27.00	27.00	27.00	27.00	27.00	27.00	28.25	29.00
最小 (百万円)	12.10	10.00	10.00	9.00	9.00	11.70	12.00	11.90
標準偏差	48.99	53.78	51.10	55.67	77.47	74.74	65.16	63.24

15. 機械	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	236	232	229	229	228	228	228	228
合計 (百万円)	10,252.80	10,051.00	9,999.70	10,090.52	10,165.37	10,352.30	10,608.05	11,102.46
対前年度 増加率 (%)	—	-1.97	-0.51	0.91	0.74	1.84	2.47	4.66
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-1.97	-2.47	-1.58	-0.85	0.97	3.46	8.29
平均 (百万円)	43.44	43.32	43.66	44.06	44.58	45.40	46.53	48.70
対前年度 増加率 (%)	—	-0.28	0.78	0.92	1.18	1.84	2.49	4.66
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-0.28	0.51	1.43	2.62	4.51	7.11	12.11
最大 (百万円)	423.00	418.00	359.00	358.00	414.00	416.00	466.00	454.00
中央値 (百万円)	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	31.00	32.00	32.00
最小 (百万円)	10.50	11.00	10.57	9.85	11.34	11.34	11.34	11.40
標準偏差	46.39	45.68	45.20	47.77	50.41	50.42	52.00	56.66

16. 電気機器	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	276	267	262	259	259	258	255	251
合計 (百万円)	16,646.10	15,945.00	15,620.50	15,218.45	17,611.72	17,307.54	19,157.06	19,538.44
対前年度 増加率 (%)	—	-4.21	-2.04	-2.57	15.73	-1.73	10.69	1.99
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-4.21	-6.16	-8.58	5.80	3.97	15.08	17.38
平均 (百万円)	60.31	59.72	59.62	58.76	68.00	67.08	75.13	77.84
対前年度 増加率 (%)	—	-0.98	-0.17	-1.44	15.72	-1.35	12.00	3.61
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-0.98	-1.14	-2.57	12.75	11.23	24.57	29.07
最大 (百万円)	1,703.00	1,705.00	1,593.00	1,480.00	2,021.00	1,658.00	1,494.00	1,416.00
中央値 (百万円)	37.00	35.00	34.60	35.00	36.00	37.90	39.00	39.00
最小 (百万円)	11.00	10.00	6.00	6.00	7.90	7.77	7.00	10.00
標準偏差	135.11	136.48	133.20	128.27	177.47	154.73	169.67	167.90

17. 輸送用機器	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	102	99	100	98	97	96	93	91
合計 (百万円)	7,240.30	6,901.00	6,937.58	7,025.52	7,244.38	7,427.03	7,295.56	7,750.08
対前年度 増加率 (%)	—	-4.69	0.53	1.27	3.12	2.52	-1.77	6.23
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-4.69	-4.18	-2.97	0.06	2.58	0.76	7.04
平均 (百万円)	70.98	69.71	69.38	71.69	74.68	77.36	78.45	85.17
対前年度 増加率 (%)	—	-1.79	-0.47	3.33	4.17	3.59	1.41	8.57
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-1.79	-2.25	1.00	5.21	8.99	10.52	19.99
最大 (百万円)	974.00	959.00	926.00	915.00	896.00	941.00	903.00	774.00
中央値 (百万円)	41.50	42.00	42.00	43.00	43.00	44.00	49.00	51.00
最小 (百万円)	13.00	14.00	14.00	14.50	14.50	15.00	15.00	15.00
標準偏差	107.76	107.65	104.29	105.46	105.90	110.23	108.77	110.36

18. 精密機器	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	48	50	50	50	50	51	51	51
合計 (百万円)	2,384.80	2,638.00	2,449.01	2,373.71	2,363.13	2,595.42	2,778.84	2,728.75
対前年度 増加率 (%)	—	10.62	-7.16	-3.07	-0.45	9.83	7.07	-1.80
対 2010 年度 増加率 (%)	—	10.62	2.69	-0.47	-0.91	8.83	16.52	14.42
平均 (百万円)	49.68	52.76	48.98	47.47	47.26	50.89	54.49	53.50
対前年度 増加率 (%)	—	6.20	-7.16	3.08	-0.44	7.68	7.07	-1.82
対 2010 年度 増加率 (%)	—	6.20	-1.41	-4.45	-4.87	2.44	9.68	7.69
最大 (百万円)	249.00	468.00	332.00	268.00	247.00	280.00	337.00	281.00
中央値 (百万円)	34.00	33.50	33.80	33.00	33.11	33.00	34.00	35.00
最小 (百万円)	9.00	10.00	10.20	9.96	9.96	9.70	6.79	6.79
標準偏差	51.07	72.27	56.24	50.14	48.19	56.78	63.04	53.89

19. その他製品	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	110	108	108	108	109	110	107	107
合計 (百万円)	4,567.90	4,417.00	4,379.66	4,305.68	4,207.48	4,290.56	4,280.92	4,227.40
対前年度 増加率 (%)	—	-3.30	-0.85	-1.69	-2.28	1.97	-0.22	-1.25
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-3.30	-4.12	-5.74	-7.89	-6.07	-6.28	-7.45
平均 (百万円)	41.53	40.90	40.55	39.87	38.60	39.01	40.01	39.51
対前年度 増加率 (%)	—	-1.52	-0.86	-1.68	-3.19	1.06	2.56	-1.25
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-1.52	-2.36	-4.00	-7.06	-6.07	-3.66	-4.86
最大 (百万円)	342.00	348.00	336.00	323.00	328.00	342.00	340.00	330.00
中央値 (百万円)	28.25	28.00	27.00	27.00	27.00	27.00	27.00	27.00
最小 (百万円)	12.00	8.00	8.50	8.50	8.50	8.50	9.80	9.80
標準偏差	45.22	45.22	44.37	43.83	43.72	44.86	45.15	44.72

20. 電気・ガス業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	25	25	26	23	25	24	23	24
合計 (百万円)	2,254.40	2,228.00	2,243.85	2,279.70	2,372.70	2,440.30	2,519.50	2,653.40
対前年度 増加率 (%)	—	-1.17	0.71	1.60	4.08	2.85	3.25	5.31
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-1.17	-0.47	1.12	5.25	8.25	11.76	17.70
平均 (百万円)	90.18	89.12	86.30	99.12	94.91	101.68	109.54	110.56
対前年度 増加率 (%)	—	-1.18	-3.16	14.86	-4.25	7.13	7.73	0.93
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-1.18	-4.30	9.91	5.25	12.75	21.47	22.60
最大 (百万円)	273.00	259.00	259.00	263.00	261.00	268.00	274.00	313.00
中央値 (百万円)	54.00	51.00	56.50	69.00	58.00	66.00	71.00	78.50
最小 (百万円)	12.00	12.00	11.80	20.00	20.00	22.00	22.00	24.00
標準偏差	76.18	76.58	72.35	73.57	76.98	80.13	82.63	87.95

21. 陸運業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	63	62	63	63	65	64	65	66
合計 (百万円)	5,944.00	5,820.00	5,883.33	6,014.30	6,587.73	6,660.30	6,930.05	7,286.40
対前年度 増加率 (%)	—	-2.09	1.09	2.23	9.53	1.10	4.05	5.14
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-2.09	-1.02	1.18	10.83	12.05	16.59	22.58
平均 (百万円)	94.35	93.87	93.39	95.46	101.35	104.07	106.62	110.40
対前年度 増加率 (%)	—	-0.51	-0.51	2.22	6.17	2.68	2.45	3.55
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-0.51	-1.02	1.18	7.42	10.30	13.00	17.01
最大 (百万円)	696.00	687.00	713.00	725.00	723.00	711.00	712.00	728.00
中央値 (百万円)	43.30	42.50	42.00	40.00	42.00	44.00	48.00	49.50
最小 (百万円)	13.50	14.00	13.50	13.80	13.80	14.00	14.90	14.90
標準偏差	121.11	116.64	117.84	121.56	127.63	129.44	130.51	133.36

22. 海運業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	16	16	16	16	15	13	13	12
合計 (百万円)	1,098.30	1,063.00	1,048.31	1,044.01	1,012.80	952.10	960.31	964.60
対前年度 増加率 (%)	—	-3.21	-1.38	-0.41	-2.99	-5.99	0.86	0.45
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-3.21	-4.55	-4.94	-7.78	-13.31	-12.56	-12.17
平均 (百万円)	68.64	66.44	65.52	65.25	67.52	73.24	73.87	80.38
対前年度 増加率 (%)	—	-3.21	-1.38	-0.41	3.48	8.47	0.86	8.81
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-3.21	-4.55	-4.94	-1.63	6.70	7.62	17.10
最大 (百万円)	302.00	294.00	294.00	291.00	288.00	289.00	286.00	300.00
中央値 (百万円)	35.00	32.50	30.50	30.75	33.00	33.00	33.71	35.30
最小 (百万円)	17.00	17.00	18.00	16.80	17.50	17.50	17.50	19.00
標準偏差	88.22	83.57	83.73	83.01	83.85	88.07	84.94	94.71

23. 空運業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	5	5	6	6	5	5	5	5
合計 (百万円)	351.60	287.00	512.80	442.30	414.70	440.40	475.90	514.20
対前年度 増加率 (%)	—	-18.37	78.68	-13.75	-6.24	6.20	8.06	8.05
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-18.37	45.85	25.80	17.95	25.26	35.35	46.25
平均 (百万円)	70.32	57.40	85.47	73.72	82.94	88.08	95.18	102.84
対前年度 増加率 (%)	—	-18.37	48.90	-13.75	12.51	6.20	8.06	8.05
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-18.37	21.54	4.84	17.95	25.26	35.35	46.25
最大 (百万円)	123.00	123.00	160.00	125.00	125.00	149.00	163.00	207.00
中央値 (百万円)	77.60	37.00	79.50	73.15	111.70	112.40	125.00	118.20
最小 (百万円)	22.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	21.50	22.00
標準偏差	39.23	44.08	64.99	51.64	51.57	57.50	56.65	76.27

(注) 2012 年度の監査報酬合計の急激な増加は、日本航空が 2012 年 9 月 19 日に東京証券取引所に再上場し、空運業の監査報酬合計に含まれるようになったことによる。

24. 倉庫・輸送関連業	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
企業数(社)	44	43	42	41	41	39	40	39
合計(百万円)	1,473.30	1,413.00	1,383.04	1,347.69	1,375.64	1,404.99	1,458.09	1,466.49
対前年度増加率(%)	—	-4.09	-2.12	-2.56	2.07	2.13	3.78	0.58
対2010年度増加率(%)	—	-4.09	-6.13	-8.53	-6.63	-4.64	-1.03	-0.46
平均(百万円)	33.48	32.86	32.93	32.87	33.55	36.03	36.45	37.60
対前年度増加率(%)	—	-1.85	0.21	-0.18	2.07	7.39	1.17	3.16
対2010年度増加率(%)	—	-1.85	-1.64	-1.82	0.21	7.62	8.87	12.31
最大(百万円)	71.00	76.00	80.00	76.00	81.00	107.00	129.00	175.00
中央値(百万円)	30.50	30.00	29.25	29.50	29.50	29.50	30.75	30.00
最小(百万円)	9.00	10.00	9.00	9.50	10.00	10.00	10.00	10.00
標準偏差	15.28	15.92	17.30	16.87	17.43	21.45	23.11	28.77

25. 情報・通信業	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
企業数(社)	331	334	337	341	354	383	403	414
合計(百万円)	14,554.50	14,218.00	13,787.14	14,597.81	14,864.76	15,375.79	16,731.44	17,318.13
対前年度増加率(%)	—	-2.31	-3.03	5.88	1.83	3.44	8.82	3.51
対2010年度増加率(%)	—	-2.31	-5.27	0.30	2.13	5.64	14.96	18.99
平均(百万円)	43.97	42.57	40.91	42.81	41.99	40.15	41.52	41.83
対前年度増加率(%)	—	-3.18	-3.90	4.64	-1.92	-4.38	3.41	0.75
対2010年度増加率(%)	—	-3.18	-6.96	-2.64	-4.50	-8.69	-5.57	-4.87
最大(百万円)	815.00	820.00	1,025.00	1,336.00	1,419.00	1,406.00	1,446.00	1,732.00
中央値(百万円)	26.00	25.00	24.00	24.00	22.80	22.00	23.10	24.00
最小(百万円)	8.00	8.00	8.00	8.00	6.50	7.50	6.00	8.00
標準偏差	72.99	72.85	77.52	99.79	97.35	94.95	97.46	106.83

26. 卸売業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	359	354	343	339	336	332	334	334
合計 (百万円)	14,847.50	15,744.30	15,409.68	21,400.55	20,737.68	20,672.99	21,194.86	21,812.77
対前年度 増加率 (%)	—	6.04	-2.13	38.88	-3.10	-0.31	2.52	2.92
対 2010 年度 増加率 (%)	—	6.04	3.79	44.14	39.67	39.24	42.75	46.91
平均 (百万円)	41.36	44.48	44.93	63.13	61.72	62.27	63.46	65.31
対前年度 増加率 (%)	—	7.54	1.01	40.51	-2.23	0.89	1.91	2.92
対 2010 年度 増加率 (%)	—	7.54	8.63	52.64	49.23	50.56	53.43	57.91
最大 (百万円)	735.00	1,280.00	1,158.00	2,307.00	2,013.00	1,966.00	2,170.00	2,376.00
中央値 (百万円)	30.00	30.00	30.00	29.50	29.75	30.00	30.00	30.00
最小 (百万円)	9.00	10.00	9.60	9.60	9.60	9.60	9.60	11.00
標準偏差	50.42	83.78	85.77	196.35	177.38	177.08	184.62	193.22

(注) 2013 年度に監査報酬総額が急激に大きくなっているのは、前年度まで SEC 登録企業等であった企業 (三菱商事, 三井物産など) が含まれたことによる。

27. 小売業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	354	347	348	347	351	353	359	358
合計 (百万円)	15,310.60	14,534.00	14,609.48	14,870.79	15,293.15	15,576.76	16,011.11	16,629.58
対前年度 増加率 (%)	—	-5.07	0.52	1.79	2.84	1.85	2.79	3.86
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-5.07	-4.58	-2.87	-0.11	1.74	4.58	8.61
平均 (百万円)	43.25	41.88	41.98	42.86	43.57	44.13	44.60	46.45
対前年度 増加率 (%)	—	-3.17	0.24	2.10	1.66	1.29	1.07	4.15
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-3.17	-2.94	-0.90	0.74	2.03	3.12	7.40
最大 (百万円)	1,138.00	1,176.00	1,435.00	1,668.00	1,744.00	1,823.00	1,819.00	1,947.00
中央値 (百万円)	30.00	29.00	28.00	27.00	26.00	27.00	27.00	28.00
最小 (百万円)	7.00	7.00	7.62	7.14	7.14	7.74	9.40	9.30
標準偏差	73.23	74.82	87.61	98.42	103.84	108.37	107.66	116.05

28. 銀行業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	89	89	89	90	89	88	88	83
合計 (百万円)	7,948.70	8,334.00	8,066.00	8,038.00	8,011.00	8,034.00	8,159.00	7,889.00
対前年度 増加率 (%)	—	4.85	-3.22	-0.35	-0.34	0.29	1.56	-3.31
対 2010 年度 増加率 (%)	—	4.85	1.48	1.12	0.78	1.07	2.65	-0.75
平均 (百万円)	89.31	93.64	90.63	89.31	90.01	91.30	92.72	95.05
対前年度 増加率 (%)	—	4.85	-3.21	-1.46	0.78	1.43	1.56	2.51
対 2010 年度 増加率 (%)	—	4.85	1.48	0.00	0.78	2.23	3.82	6.43
最大 (百万円)	816.00	768.00	715.00	710.00	762.00	699.00	648.00	645.00
中央値 (百万円)	65.00	65.00	64.00	65.00	65.00	64.50	64.50	65.00
最小 (百万円)	28.00	28.00	28.00	28.00	28.00	28.00	27.00	27.00
標準偏差	109.40	121.54	109.30	107.15	111.09	108.52	106.82	111.86

29. 証券・商品先 物取引業 (証 券業)	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	34	32	41	39	39	41	40	40
合計 (百万円)	1,799.80	1,493.00	2,242.27	2,200.99	2,240.59	2,361.65	2,296.61	2,463.70
対前年度 増加率 (%)	—	-17.05	50.19	-1.84	1.80	5.40	-2.75	7.28
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-17.05	24.58	22.29	24.49	31.22	27.60	36.89
平均 (百万円)	52.94	46.66	54.69	56.44	57.45	57.60	57.42	61.59
対前年度 増加率 (%)	—	-11.86	17.21	3.20	1.79	0.26	-0.31	7.26
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-11.86	3.31	6.61	8.52	8.80	8.46	16.34
最大 (百万円)	415.00	397.00	592.00	501.00	537.00	582.00	566.00	678.00
中央値 (百万円)	36.50	33.50	31.00	32.00	32.64	32.00	32.85	34.12
最小 (百万円)	17.00	16.00	12.00	14.00	15.00	15.00	15.00	15.00
標準偏差	68.76	66.43	102.99	101.79	102.95	104.84	102.23	117.77

30. 保険業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	9	11	11	11	13	11	12	12
合計 (百万円)	1,943.00	2,325.00	2,445.00	2,491.90	2,817.00	3,068.70	3,272.73	3,214.05
対前年度 増加率 (%)	—	19.66	5.16	1.92	13.05	8.94	6.65	-1.79
対2010年度 増加率 (%)	—	19.66	25.84	28.25	44.98	57.94	68.44	65.42
平均 (百万円)	215.89	211.36	222.27	226.54	216.69	278.97	272.73	267.84
対前年度 増加率 (%)	—	-2.10	5.16	1.92	-4.35	28.74	-2.24	-1.79
対2010年度 増加率 (%)	—	-2.10	2.96	4.93	0.37	29.22	26.33	24.06
最大 (百万円)	759.00	708.00	741.00	769.00	827.00	884.00	982.00	971.00
中央値 (百万円)	153.00	243.00	236.00	242.00	57.00	221.00	207.00	211.50
最小 (百万円)	24.00	23.00	17.00	19.40	18.00	22.00	23.00	24.00
標準偏差	246.02	215.61	227.87	234.48	245.32	265.63	273.97	275.43

31. その他金融業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	43	40	33	32	32	32	34	36
合計 (百万円)	3,030.10	2,900.00	2,492.06	2,661.06	2,639.99	2,730.48	2,954.15	3,259.32
対前年度 増加率 (%)	—	-4.29	-14.07	6.78	-0.79	3.43	8.19	10.33
対2010年度 増加率 (%)	—	-4.29	-17.76	-12.18	-12.87	-9.89	-2.51	7.56
平均 (百万円)	70.47	72.50	75.52	83.16	82.50	85.33	86.89	90.54
対前年度 増加率 (%)	—	2.88	4.17	10.12	-0.79	3.43	1.83	4.20
対2010年度 増加率 (%)	—	2.88	7.17	18.01	17.07	21.09	23.30	28.48
最大 (百万円)	349.00	317.00	220.00	324.00	327.00	379.00	368.00	390.00
中央値 (百万円)	38.00	40.50	47.00	59.00	60.00	65.50	49.50	57.05
最小 (百万円)	10.00	7.00	4.76	4.76	5.00	5.00	5.00	4.50
標準偏差	66.97	67.75	60.39	73.85	74.37	80.93	85.94	87.18

32. 不動産業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	121	121	114	108	112	117	121	127
合計 (百万円)	5,251.50	5,022.00	4,726.50	4,705.49	4,856.93	4,932.34	5,116.50	5,469.52
対前年度 増加率 (%)	—	-4.37	-5.88	-0.44	3.22	1.55	3.73	6.90
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-4.37	-10.00	-10.40	-7.51	-6.08	-2.57	4.15
平均 (百万円)	43.40	41.50	41.46	43.57	43.37	42.16	42.29	43.07
対前年度 増加率 (%)	—	-4.38	-0.10	5.09	-0.46	-2.79	0.31	1.84
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-4.38	-4.47	0.39	-0.07	-2.86	-2.56	-0.76
最大 (百万円)	394.00	392.00	425.00	412.00	443.00	419.00	437.00	444.00
中央値 (百万円)	28.00	26.00	25.15	24.55	24.15	22.80	24.00	24.00
最小 (百万円)	9.00	9.00	7.50	9.00	9.00	9.80	9.80	8.00
標準偏差	55.52	53.56	56.44	65.53	65.28	64.26	64.49	64.17

33. サービス業	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	351	345	347	354	364	388	403	425
合計 (百万円)	13,284.40	12,575.50	12,534.33	12,624.09	12,977.73	14,461.42	15,019.40	15,901.74
対前年度 増加率 (%)	—	-5.34	-0.33	0.72	2.80	11.43	3.86	5.87
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-5.34	-5.65	-4.97	-2.31	8.86	13.06	19.70
平均 (百万円)	37.85	36.45	36.12	35.66	35.65	37.27	37.27	37.42
対前年度 増加率 (%)	—	-3.70	-0.91	-1.27	-0.03	4.54	0.00	0.40
対 2010 年度 増加率 (%)	—	-3.70	-4.57	-5.79	-5.81	-1.53	-1.53	-1.14
最大 (百万円)	504.00	502.00	586.00	596.00	582.00	822.00	828.00	841.00
中央値 (百万円)	26.00	26.00	25.00	24.00	24.00	24.00	24.00	25.00
最小 (百万円)	6.60	7.00	7.39	7.60	7.60	7.60	7.60	7.60
標準偏差	45.54	44.62	48.47	49.61	47.42	62.04	63.03	61.66

虚偽の表示に結び付く可能性のある事業上のリスクの評価やその結果としての監査手続の種類・時期・範囲の選択は、企業を取り巻く事業環境や保有する資産の性質・金額などに影響されることから、監査証明業務報酬の合計や平均の多寡を業種間で比較することにはそれほど意味はないと思われる。そこで、【図表 8】のデータに基づき、業種ごとの傾向を対 2010 年度増加率の観点から確認してみよう。この 8 年間で監査証明業務報酬の平均額が減少したのは、水産・農林業 (-21.14%)、情報・通信業 (-4.87%)、その他製品 (-4.86%)、サービス業 (-1.14%)、ガラス・土石製品 (-1.04%)、不動産業 (-0.76%) の 6 業種であり、水産・農林業の減少が目立つ。他の 7 業種はすべて、この 8 年間で平

均額が増加している。増加率が20%を超えている業種は、卸売業（57.91%）、空運（46.25%）、ゴム製品（38.73%）、電気機器（29.07%）、その他金融業（28.48%）、鉄鋼（28.16%）、保険業（24.06%）、電気・ガス（22.60%）、鉱業（21.58%）、石油・石炭製品（21.57%）の10業種である。このうち、卸売業については三菱商事や三井物産などの商社がSEC登録企業等でなくなったこと、空運業については日本航空が再上場したことの影響が大きい。

(7) 監査人別の分析

ここでは、監査人別の分析として、個別の監査法人の比較ではなく、大手監査法人（有限責任あずさ監査法人、EY 新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、PwC あらた有限責任監査法人）、準大手監査法人（仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、優成監査法人、PwC 京都監査法人）、及びその他の監査事務所について比較する⁴。[図表9]を参照されたい。

[図表9] 監査事務所の規模別監査証明業務報酬

項目	大手監査法人		準大手監査法人		その他の監査事務所	
	監査証明 業務報酬 (百万円)	対売上高 比率 (%)	監査証明 業務報酬 (百万円)	対売上高 比率 (%)	監査証明 業務報酬 (百万円)	対売上高 比率 (%)
企業数(社)	2,634	2,634	439	439	577	577
合計	178,757.89	—	14,098.88	—	15,503.97	—
平均	67.87	0.257	32.12	0.319	26.87	0.339
最大	2,376.00	52.411	977.00	11.763	250.00	10.204
中央値	35.85	0.092	23.80	0.142	23.80	0.163
最小	6.79	0.002	8.00	0.007	4.50	0.003
標準偏差	130.14	1.312	56.40	0.768	21.70	0.662

[図表9]にみられるように、大手監査法人の監査証明業務報酬額の平均（中央値）は、67.87百万円（35.85百万円）であるのに対して、準大手とその他の監査事務所では、それぞれ、32.12百万円（23.80百万円）と26.87百万円（23.80百万円）となっており、大手監査法人とそれ以外で大きな差異があることがわかる。

一方、対売上高比率を比較すると、大手監査法人（平均〔中央値〕0.257%〔0.092%〕）よりも、準大手とその他の監査事務所（平均〔中央値〕0.319%〔0.142%〕と同0.339%〔0.163%〕）の方が高い

⁴ かかる区分は、公認会計士法等においては一切規定されていないものの、公認会計士・監査審査会が検査の対象を分類する目的で設定していることから、それに基づくことにした。詳しくは、公認会計士・監査審査会[2018]を参照されたい。

なお、2018年7月2日付けで太陽有限責任監査法人と優成監査法人が合併したが、平成29年度版モニタリングレポートまで優成監査法人は準大手監査法人に含まれていたことから、本分析においても同法人を準大手監査法人に含めている。また、分析期間中に法人名の変更があった場合は、新法人名に読み替えて分析している。

比率を示している。これらのことから、大手監査法人は、相対的に規模の大きな企業を担当していることにより、監査証明業務報酬が高くなっているものと解される。

(8) 増減分析

次に、2017年度の監査証明業務報酬に関して、前年度との増減比較を行いたい。【図表 10-1】は、2016年度から2017年度にかけての監査証明業務に基づく報酬の増減に関する基本統計量を、パターン別に示したものである。

【図表 10】 監査証明業務報酬の増減比較

項目	全体		増加企業		増減なし		減少企業	
	増減額 (百万円)	増減率 (%)	報酬額 (百万円)	増加率 (%)	報酬額 (百万円)	報酬額 (百万円)	減少率 (%)	
企業数(社)	3,565	—	1,531	—	1,407	627	—	
合計	7,261.77	—	105,120.20	—	46,973.78	54,103.51	—	
平均	2.04	4.90	68.66	14.81	33.39	86.29	8.30	
最大	438.00	517.50	2,376.00	517.50	227.00	1,416.00	0.18	
中央値	0.00	0.00	34.00	7.14	27.60	38.00	5.01	
最小	-171.00	-70.44	9.27	0.15	6.79	4.50	70.44	
標準偏差	18.15	22.07	134.43	30.06	22.23	166.26	9.74	

(注) サンプルは、分析対象企業(3,650社)から、2016年度の監査報酬データがない85社を除いた3,565社である。

まず、全体の増減状況を確認すると、2017年度に監査証明業務報酬が増加した企業数は1,531社(約42.95%)であるのに対して、減少した企業数は627社(約17.59%)と、減少企業数よりも増加企業数の方が多い。また、監査証明業務報酬全体は7,261.77百万円増加しているが、これは増加企業数の多さに加えて、増加企業の平均増加率14.81%が減少企業の平均減少率8.30%を上回っていることが反映されたものと考えられる。

なお、図表には示していないものの、個別の企業に関して、監査証明業務報酬が前年度比50%以上減少した企業は6社(前年度は5社)であった。一方、前年度比50%以上増加した企業は71社(前年度は163社)であった。

(9) 監査人交代企業の分析

監査人の交代に伴い監査報酬がどのように増減しているかも気になるところである。【図表 11-1】は、監査人の交代企業の監査証明業務報酬の概要を示している。

〔図表 11-1〕 監査人の交代企業の監査証明業務報酬

項目	2016 年度	2017 年度
企業数 (社)	102	120
合計 (百万円)	4,132.04	5,160.89
平均 (百万円)	40.51	43.01
最大 (百万円)	344.00	454.00
中央値 (百万円)	23.30	22.85
最小 (百万円)	6.79	4.50
標準偏差	53.93	65.12
増減率 平均 (%)	3.78	12.47
増減率 中央値 (%)	-2.44	0.00

監査人が交代した企業は、2016 年度は 102 社であり、監査証明業務報酬の対前年度比増減率は平均で 3.78% の増加であるのに対し、2017 年度の交代企業は 120 社、対前年度比増減率は平均で 12.47% の増加である。また、対前年度比増減率の中央値をみると、2016 年度は減少しているが、2017 年度は変動なしである。前年度の分析では、中央値がマイナスであることから監査人の交代に伴う監査工数の増加が監査報酬に適切に反映されていない可能性を指摘した。この点、2017 年度の中央値は前年度よりも増加していることから、工数の増加が監査報酬に反映される方向に改善されたとみることできる。ただし、前年度から 2017 年度にかけて、監査報酬の水準が全体として上がっていることを踏まえれば、本当に改善傾向にあるかどうかは検討の余地があるだろう。

次に、〔図表 11-2〕 (次頁) には、監査人の規模別に、監査人の交代前後における監査証明業務報酬の増減率等の情報を提示している。

〔図表 11-1〕によると、2017 年度も前年度と同様に、増減率の平均が中央値よりも大きいことから、少数の企業の高い増加率によって平均が押し上げられていると考えられる。そのため、〔図表 11-2〕のデータを用いて、交代前後の規模別に監査報酬の増減傾向を観察するためには、中央値をみる方が適切である。そこで、〔図表 11-2〕について増減率の中央値をみると、該当企業数が最も多かったその他からその他への交代 (33 社) については増減率の中央値がゼロであるのに対して、次に該当企業数が多かった大手から大手への交代 (27 社) については増減率の中央値がマイナスの値であった。これは、同じ規模の監査人間の交代でも、大手監査法人間での交代の方が、監査報酬の値下げを伴う場合が多いことを示している⁵。また、3 番目に該当企業数が多かった大手からその他への交代 (23 社) については、増減率の中央値がマイナスの値であった。これは、規模が大きく異なる監査人間での大から小への交代の場合でも、監査報酬の値下げを伴う場合が多いことを示している。

監査人の交代の問題については、金融庁において調査中の監査法人の強制的交代制度の導入問題や、上場企業のコーポレートガバナンス・コードにおいて求められる監査役等による会計監査人の評価の問題に関連して重要な課題であると考えられる。また、2018 年 7 月に『監査基準』が改訂され、「監査上の主要な検討事項」の記載が 2021 年 3 月決算から求められている (早期適用可)。この記載は、監査品質を測定する指標の策定や監査法人等のガバナンス情報 (監査人に関する情報) の開示とともに、いわゆる会計監査の透明性を向上させるための方策であり、株主による監査人及びその業務

⁵ 準大手から準大手への交代の場合、増減率の中央値はプラスの値を示したが、該当企業数が 3 件しかないため、2017 年度のデータから何らかの示唆を得るのは難しいと考えられる。

の適正な評価→評価に基づく監査の依頼や監査報酬の増加→より高品質な監査を提供するインセンティブの強化という好循環の確立が期待されている。今後とも、継続的に調査を続けていきたい。

〔図表 11-2〕 交代前後における監査事務所規模別の監査証明業務報酬

		交代後			項目
		大手	準大手	その他	
交代前	大手	27	12	23	企業数 (社)
		2,564.65	431.12	516.40	合計 (百万円)
		94.99	35.93	22.45	平均 (百万円)
		454.00	134.00	45.60	最大 (百万円)
		47.00	20.50	20.00	中央値 (百万円)
		13.00	14.00	10.50	最小 (百万円)
		110.85	33.54	8.54	標準偏差
		-2.14	1.96	-5.94	増減率 平均 (%)
	-2.58	1.69	-2.78	増減率 中央値 (%)	
	準大手	3	3	6	企業数 (社)
		59.20	66.20	140.42	合計 (百万円)
		19.73	22.07	23.40	平均 (百万円)
		28.00	40.00	43.50	最大 (百万円)
		16.20	16.00	22.63	中央値 (百万円)
		15.00	10.20	11.17	最小 (百万円)
		5.87	12.90	10.34	標準偏差
		1.94	17.44	23.08	増減率 平均 (%)
	0.00	12.68	-1.30	増減率 中央値 (%)	
	その他	6	7	33	企業数 (社)
		314.00	171.94	896.96	合計 (百万円)
		52.33	24.56	27.18	平均 (百万円)
		120.00	39.00	250.00	最大 (百万円)
		46.00	24.00	18.50	中央値 (百万円)
		14.00	13.50	4.50	最小 (百万円)
33.49		8.65	40.32	標準偏差	
118.53		28.40	17.00	増減率 平均 (%)	
55.40	0.00	0.00	増減率 中央値 (%)		

(10) ガバナンス形態別の分析

2014年会社法改正によって、わが国では、大会社において3つのガバナンス形態、すなわち監査役会設置会社、指名委員会等設置会社（旧・委員会設置会社）、及び監査等委員会設置会社が認められることとなった。このようなガバナンス形態によって監査証明業務報酬の実態がどのように異なるかを確認するために、今年度もガバナンス形態別の分析を行うこととした⁶。なお、ガバナンス形態に関する情報は、2018年1月10日現在における日本取引所グループのコーポレート・ガバナンス情報サービス (<http://www.jpx.co.jp/listing/cg-search/index.html>) を基礎とし、必要に応じて有価証券報告書を確認した。〔図表 12〕を参照されたい。

⁶ ガバナンスの形態とともに重要なガバナンス機能の有効性を計る指標となる社外役員の多寡と監査報酬との関係については、両者の間に統計的に正の関係があることを、松本〔2013〕において明らかにしている。

[図表 12] ガバナンス形態別の監査証明業務報酬

指名委員会等設置会社（企業数：63社 前年度：65社▼）					
項目	監査証明 業務報酬 (百万円)	対売上高比率 (%)	売上高 (百万円)	対総資産比率 (%)	総資産 (百万円)
合計	13,112.47		71,801,929.07		835,973,996.59
平均	208.13	0.301	1,139,713.16	0.076	13,269,428.52
最大値	1,947.00	11.763	12,920,375.00	0.666	290,640,160.00
中央値	91.00	0.058	173,190.00	0.026	564,903.00
最小値	14.50	0.002	422.42	0.000	2,178.40
標準偏差	334.46	1.479	2,497,964.20	0.134	46,398,024.05
増減率(%)	4.14				

監査等委員会設置会社（企業数：923社 前年度：837社△）					
項目	監査証明 業務報酬 (百万円)	対売上高比率 (%)	売上高 (百万円)	対総資産比率 (%)	総資産 (百万円)
合計	39,953.13		100,656,680.26		295,766,780.73
平均	43.29	0.264	109,053.82	0.214	320,440.72
最大値	1,357.00	12.107	10,301,072.00	2.400	53,603,028.00
中央値	28.00	0.130	21,289.00	0.122	22,243.71
最小値	8.00	0.005	109.85	0.001	394.42
標準偏差	2.22	0.021	15,890.36	0.010	69,444.48
増減率(%)	6.59				

監査役会設置会社（企業数：2,664社 前年度：2,723社▼）					
項目	監査証明 業務報酬 (百万円)	対売上高比率 (%)	売上高 (百万円)	対総資産比率 (%)	総資産 (百万円)
合計	155,294.13		513,739,760.51		1,018,147,649.75
平均	58.29	0.282	192,845.26	0.205	382,187.56
最大値	2,376.00	52.411	11,951,169.00	9.451	38,790,448.00
中央値	32.00	0.100	32,267.00	0.092	34,065.73
最小値	4.50	0.003	27.67	0.000	358.00
標準偏差	114.02	1.308	638,338.60	0.367	1,735,838.48
増減率(%)	4.34				

(注) 増減率は、監査証明業務報酬の対前年度増加率であり、前年度の監査証明業務報酬データがない企業を除外して計算している。

【図表 12】から3つのガバナンスの形態を単純に比較した場合、監査証明業務報酬の平均（中央値）は、監査等委員会設置会社 43.29（28.00）百万＜監査役会設置会社 58.29（32.00）百万＜指名委員会等設置会社 208.13（91.00）百万であり、昨年度と同じ状況である。また、対総資産比率をみると、指名委員会等設置会社 0.076（0.026）%＜監査役会設置会社 0.205（0.092）%＜監査等委員会設置会社 0.214（0.122）%となっている。監査証明業務報酬と対総資産比率のこのような関係は、先の【図表 5-1】及び【図表 5-2】に示した会社の規模と監査報酬の関係に合致しており、指名委員会等設置会社の規模が他の2つのガバナンス形態よりも相対的に大きいことから生じるものと解される。

なお、対売上高比率は、監査等委員会設置会社 0.264（0.130）%＜監査役会設置会社 0.282（0.100）%＜指名委員会等設置会社 0.301（0.058）%の順であり、相対的に規模の大きい指名委員会等設置会社の比率が一番高く、会社の規模と監査報酬の関係についてのこれまでの理解に合致しない。データを確認したところ、指名委員会等設置会社 63 社のなかに対売上高比率 11.76%の会社があったことから、この1社を除いて対売上高比率を計算したところ、平均（中央値）は 0.116（0.058）%であり、会社の規模と監査報酬の関係に合致した結果が得られた。

ガバナンス形態が監査報酬にどのような影響を与えるかについては、もう少しデータを蓄積したうえで、企業規模や損益状況等の影響をコントロールした上で検証する必要がある。

(11) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容

監査証明業務以外の業務に基づく報酬を「非監査業務に基づく報酬」の項目で開示した企業は 946 社（前年度は 1,013 社）であり、分析対象企業 3,650 社の約 25.92%（前年度は 27.94%）に当たる。

【図表 13】は、2013 年度から 2017 年度までの 5 年間ににおける監査証明業務以外の業務に基づく報酬の推移を示したものである。

【図表 13】 監査証明業務以外の業務に基づく報酬

項目	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
企業数（社）	1,118	1,108	1,151	1,013	946
合計（百万円）	11,477.00	12,369.00	14,716.00	13,901.00	13,473.00
平均（百万円）	10.27	11.16	12.79	13.72	14.24
最大（百万円）	495.00	377.00	378.00	568.00	417.00
中央値（百万円）	2.72	3.00	2.70	3.00	2.52
最小（百万円）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
標準偏差	27.73	28.65	33.18	38.56	36.56

【図表 13】から、監査証明業務以外の業務に基づく報酬金額を開示している企業数は、前年度に比べて 6.61%減少（前年度は 11.99%減少）し、報酬額の合計も減少していることがわかる。また、1社当たりの平均は増加しているが、中央値は減少している。

非監査業務報酬を支払っていると記載した企業 946 社のうち、その内容を開示している企業は 849 社であった。開示された業務内容の説明を個別に確認したところ、主な非監査業務として、コンフォートレターの作成業務（219 件）、IFRS 関連の指導・助言業務等（112 件）、内部統制関連業務（73 件）、デューデリジェンス（59 件）、合意された手続業務（47 件）、税務業務（47 件）となっていた。IFRS

関連の指導・助言業務等は、2011年度（434件）まで年々増加してきていたが、2012年度に前年度の半数以下（184件）に減少し、2013年度以降は100件から200件の間で増減が続いている。

(12) 日米比較

最後に、日米の監査報酬額の概略的な比較（〔図表14〕参照）を行いたい⁷。

〔図表14〕 監査証明業務報酬の日米比較

項目	アメリカ		日本	
	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度
企業数（社）	5,400	4,809	3,650	3,676
合計（百万円）	1,273,852.38	1,323,978.98	229,952.32	242,775.74
平均（百万円）	235.90	275.31	63.00	66.04
最大（百万円）	8,150.00	9,580.00	5,072.00	5,391.00
中央値（百万円）	81.75	103.51	30.50	31.00
最小（百万円）	0.28	0.77	5.00	4.50

〔図表14〕からわかるように、直近会計年度の監査報酬の平均（中央値）は、アメリカの275.31百万円（103.51百万）に対して、日本は66.04百万円（31.00百万円）である。したがって、日本の監査証明業務報酬とアメリカの監査報酬の比率は1：4.17（1：3.34）となる。前年度の比率が1：3.74（1：2.68）であったことから、日米の監査報酬格差は平均・中央値ともに格差が拡大したことがわかる。

なお、この日米比較にあたっては、日本とアメリカの監査報酬の開示規定の相違に留意しなければならない。具体的には、アメリカの場合には、主たる監査人のみならず、他の監査人のうち同一ネットワークに属する監査人に対する支払額⁸も合算して合計額を開示することが求められている（SEC〔2014〕⁹）⁹に対して、日本の場合、他の監査人への支払額は、企業内容等開示府令において、監査報酬額の定性的な記載事項として、「その他重要な報酬」に記載することが例示されている¹⁰。

したがって、アメリカ企業の監査報酬と比較すべき日本企業の監査報酬は、有価証券報告書に「監査証明業務に基づく報酬」（提出会社及び連結子会社）として開示されている金額に、「その他重要な報酬」のうち監査証明業務に基づく報酬に相当する金額を加えたものということになる。

しかし、日本の規定では、①重要ではないとの理由でネットワーク事務所に対する監査証明業務報酬を「その他重要な報酬」区分に開示していない会社がありうること、②ネットワーク事務所に対する監査証明業務報酬を「監査証明業務に基づく報酬」区分で開示する会社もありうること、③ネットワーク事務所に対する監査証明業務報酬が「その他重要な報酬」区分に開示されていても、その金額が非監査業務に基づく報酬と合算されている場合がありうること等から、本研究会が従来から行ってきたように、同一ネットワークへの支払いを含むアメリカの監査報酬と、親会社の監査人への支払い

⁷ アメリカ企業の監査報酬データは、Ives Group Inc.のデータベース Audit Analytics™から抽出した。アメリカにおける監査報酬は便宜上、\$1=¥100で換算している。

⁸ このため、他の監査人のうち、同一ネットワークに属さない監査人に対する監査報酬額は開示されない。

⁹ SEC〔2014〕, Office of the Chief Accountant, Application of the Commission's Rules on Auditor Independence, Frequently Asked Questions.

¹⁰ 金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令」第三号様式・記載上の注意（38）。

に限定された日本の監査証明業務報酬額を比較せざるをえない。そのため、本節の方法によって示される日米の監査報酬格差は、実際よりも大きく計算される可能性があることに注意が必要である¹¹。

(林 隆敏・堀古 秀徳)

¹¹ 日米の監査報酬比較にあたって留意すべき事項について、詳しくは、林・松本 [2017] を参照されたい。

3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査

(1) 日本公認会計士協会からの委託事項

2017年版実態調査報告書より、日本公認会計士協会からの個別の委託事項に対する調査を実施している。日本公認会計士協会からは、われわれの調査研究に対して、その調査内容及び分析については独立的な委託研究として関与するものではないが、「一部、研究委託内容の追加」として、以下の事項に関する調査の依頼が寄せられた。

【テーマ】

「監査報酬の受領の仕方についての過去の議論及び学術研究のレビュー」

【依頼趣旨及び調査内容】

監査報酬は、被監査組織と監査事務所との自由契約に基づき、被監査組織から監査事務所に支払う仕組みが普遍的に用いられているが、その仕組み自体が監査品質に悪影響を与えている根本的な原因であるとの批判も根強い。

上記の仕組み以外に過去にどのような考え方が提起されてきたのか、例えば、保険会社による監査事務所との契約方式など、過去の論説や学術研究をそれに対する批判も含めてレビューの上、整理していただきたい。なお、調査内容には、監査報酬の受領の仕組みと密接に関連する監査人を誰が選任するかの問題を含めていただきたい。

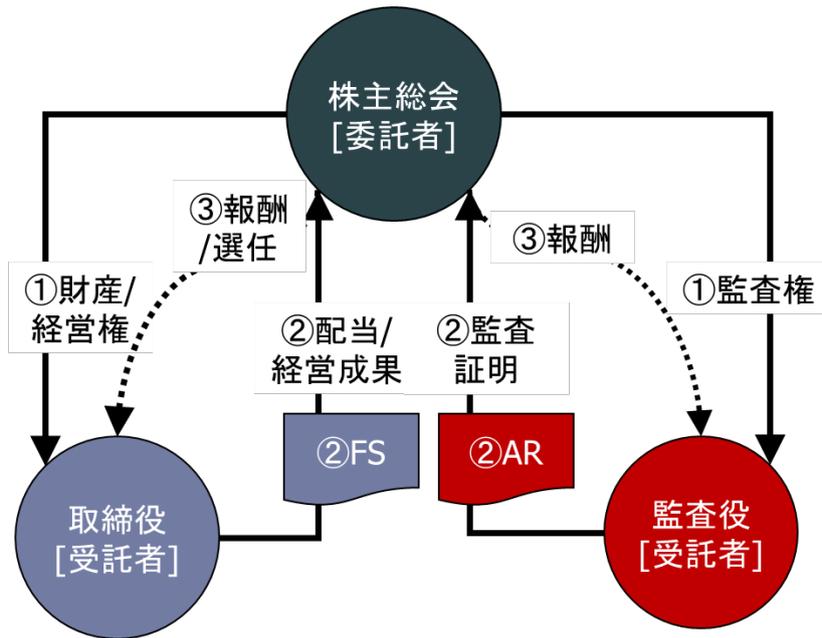
特定の国等や監査対象に対して実際に適用されてきた事例を詳細に調査するには及ばない。(調査対象とした文献等に事例の言及がある場合、それに触れることは想定しているが、その内容について、受託者が直接調査することは想定していない。)

(2) 問題の背景

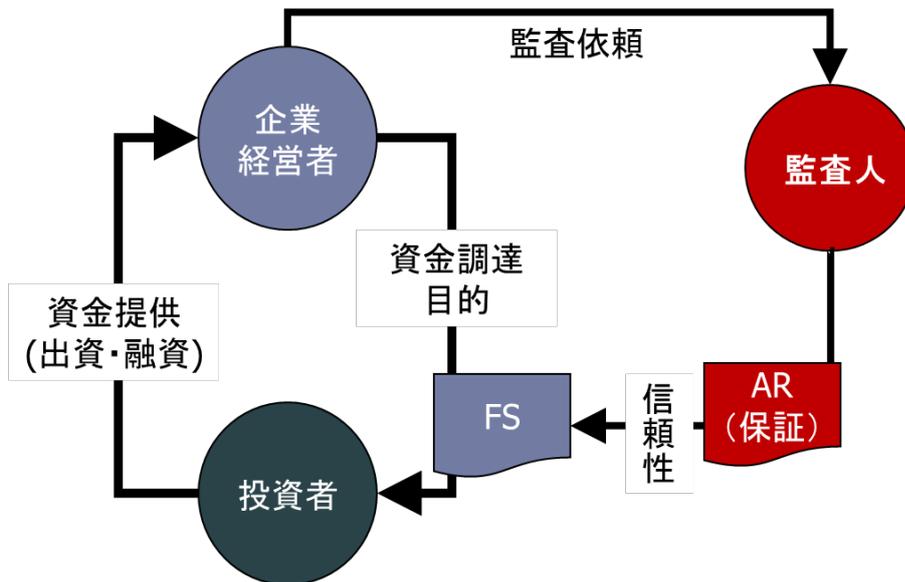
利害調整を目的にした会計は、出資や貸付けといった私有財産の委託契約関係に起因し、資金提供等を受けた結果生じる会計である。当該契約関係に基づき、委託を受けた経営者(受託者)は株主(委託者)の利益に沿って受託財産を管理・運用する契約上の義務(受託責任)を負い、その結果を委託者に報告する義務(会計責任)を負っている。この報告される情報によって委託者と受託者との間の利害対立の解消が図られる。これを利害調整会計(『第6版 会計学辞典』)と称し、情報開示の起源とされている。しかし、情報優位にある受託者によって情報が作成されることから、受託者による恣意性を排除し委託者の利害調整(配当決定や役員を選任等)を支援するために、委託者の代理人としての監査人による監査ないし保証が必要となる。これが利害調整支援と理解され、[図表 15]のような関係となる。

一方、契約関係のない不特定多数の当事者に対し情報を開示することによって、それらの意思決定と行動を誘引することを目的にする会計があり、これは資金提供等を受けるための会計といえる。これを意思決定会計と称するが、ここで作成・開示される情報も情報優位にある当事者側による恣意性や相対性が内在するため、情報劣位にある利用者の意思決定が誤った情報によって誤導されないように、第三者としての職業監査人による監査ないし保証が要請される。これが意思決定支援としての監査であり、[図表 16]のように捉えられる。

[図表 15] 利害調整支援型監査



[図表 16] 意思決定支援型監査



証券取引法（以下、証取法）による公認会計士監査が、商法による監査役監査とは別の法定監査として導入された 1948 年当時、「株主総会における会計監査制度に関する当面の問題は、商法上の監査役制度と証券取引法上の公認会計士による監査制度を如何に調整するか」（今井[1954]）ということであった。このため上場会社に対する証取法による公認会計士監査の強制と、それとは別の商法による監査役による監査（特に会計監査）の強制によって、「両者の会計監査が重複して会社が無用の負担を課することになるのみならず、ひとたびその監査の結果が矛盾するときにはその解決につき極めて複雑な問題を生ずる」ことになる。この調整の方向としては、「(1)一定額以上の資本を有する会社の

監査役の資格を公認会計士に限り、その監査をもって証取法による公認会計士の監査に代える方法と、(2)証取法により公認会計士の監査を受ける会社は監査役をおくことを要しないとする方法の二つが考えられる」。このうち「監査役の資格を公認会計士に限る第一の方向は、商法が想定しているイギリス会社法型の会計監査役制度の線に沿ってこれをさらに徹底せしめることになり、第二の方向は、アメリカ法型の投資家保護政策としての公認会計士監査制度をもって伝統的な監査役制度に代えることになる」。

わが国の法定監査は何れの方法も採らず、すなわちイギリス会社法のように職業監査人を導入することなく、監査役による会計監査を存続させた上で、アメリカ証券二法の公認会計士による上場会社の財務諸表監査を導入することとなった。このようなわが国法定監査における二元構造のうち、インセンティブの捻れと称される監査サービスの想定受益者とコスト負担者との隔絶は、アメリカ型監査の場合に相当する。

そして会計監査を担う監査役ないし監査人の選任権者についても、「株式会社において会計監査担当者の選任をいずれの機関に委ねるかについては、少なくとも会社の内部にあっては、株主総会と取締役会の二つが考えられるが、会計監査役の制度を認めるわが国、ドイツ及びイギリスの立法は、その選任を株主総会の専属的決議事項とする点で機を一にしている。これは、一般に会計監査役の制度が執行機関に対して牽制を加えることにより株主や債権者の利益を擁護すべきものとされることの当然の結果である。これに対してアメリカでは、少数の例外を除いては機関としての会計監査役について規定を設ける会社法はなく、その設置についても選任方法についても、もっぱら会社の任意に委ねられている。」(今井[1954])という相違が、商法監査と証取法監査とでは元々存在していたのである。

このような根本的な相違は、イギリス型の商法監査が利害調整型の会計と監査から発展したものであり、アメリカ型の証取法監査が意思決定支援型の 20 世紀初頭の信用監査から発達してきたものという違いによるところが大きい。信用監査では、銀行からの融資を受けるに当たり融資申請者である企業経営者が貸借対照表を作成し、その監査を経営者自らが会計士に依頼するものであり、選任者兼コスト負担者は企業経営者であり、監査の受益者は金融機関であった。つまり、インセンティブの捻れは、アメリカ型の意思決定支援型監査では、その生成以来の属性であったことが判る(松本[1995])。

証券二法導入後、アメリカにおいては、1938 年の McKesson and Robbins 社事件を機に、証券取引委員会(以下、SEC)が経営者からの独立を確保する趣旨で会計連続通牒(以下、ASR)19号を発出し、監査人を年次株主総会で選任すべきことを勧告したことから、上場会社では監査人の選任が株主総会で行なわれるようになった。この結果、外形的には、イギリス型商法監査もアメリカ型証券二法監査も、会計監査を担う監査人の選任は執行権を担う経営者からの独立が指向され、株主総会による選任が一般化された。とはいえ、ここで注意すべきは、執行権者である経営者からの独立という点では、イギリス型監査人もアメリカ型監査人も共通しているが、その法の目的からすると、イギリス会社法は株主のための監査であるのに対して、アメリカ証券二法は投資者のための監査である点が異なることである。換言すれば、イギリス型の会社法監査では、執行役から独立し、株主の利益になる監査が求められるのであって、アメリカ型の証券二法監査では、保護すべき投資者が株主等の特定の当事者に限定されない以上、執行役のみならず全ての利害関係者から独立した第三者的な独立性が求められ

ている。その上で、アメリカ型の証券二法監査における監査人の選任権者が株主総会とされたのは、執行役から独立した投資者の代表として便宜的に認められているに過ぎない。

以上の歴史的な経緯からすると、二元構造を持つわが国法定監査において、会社法上の会計監査人の選任を株主総会に求めること、或いは株主の利益を代理する監査役に求めることは理に適っているが、金融商品取引法（以下、金商法）上の監査人の選任を株主総会、さらにはその代理である監査役等に求めたからといって、完全にインセンティブの捻れが解消されているとは言えない。もともと意思決定支援型監査では、インセンティブは捻れるものであり、どのような方策を採ったからといって、インセンティブの捻れを緩和することはできても完全には解消できないことを承知しておくべきであろう。

(3) わが国における先行文献

このような視点を押さえた上で、わが国において監査人の選任と報酬の支払い形態に関して、一定の提言を行なったものとして、【図表 17】のようなものが挙げられる¹²。

【図表 17】 わが国の先行文献

先行文献（年代順）	提言の内容
今井[1954]	会計監査担当者の選任を株主総会の決議事項とするのがより合理的であるとしても、株主総会が無力化し、しかも一部の企業側株主による決議の支配がその通常の状態となっている今日の場合では、株主総会の選任が当然に監査人の独立性を保障するものではない。従って、監査人の選任権をむしろ株主総会から会社外の公的機関に移すのでない限りは、株主総会における不当な任免を阻止すべき何等かの補強措置（例えばドイツの少数株主による異議申立権）を採らざるを得ない。
秋田[1965]	会計士協会を特殊法人化し、協会が適任会計士を選定して監査を担当せしめるという制度を樹立するならば、全上場会社の監査業務を一括一手に引き受けることの可能な大パートナーを形成することができる。この協会の監査担当指定機関は、権威ある人々により構成され、かつ民主的に運営されるべきである。
本城[1965]	独立性堅持のための方策として、必要な限度に法律を改正し、公認会計士協会を特殊法人として証券取引法に基づく国内の全上場会社の監査業務を一括に引き受けるという具体策を提示する。
大住[1965]	複数の監査会社、又は監査組合及び個人会計士が競り合ったのでは、監査契約獲得競争は現在と殆ど変わりはないため、望ましいのは、公認会計士が団結して全国一体の団体を結成し、監査契約は被監査会社と公認会計士団体との間で締結し、監査従事者は当該団体から派遣することとする。

¹² このような監査人の選任と報酬支払いの形態を扱った同様の研究成果として朴[2014]がある。

西原[1965]	<p>公認会計士が粉飾決算の実を知りながらそれを黙過した背景には、会計士の監査が会社との間に個人法的な委任契約に基づいて行なわれ、会社に対する経済的従属性を脱しきれないことや、情実に脆い国民性のため一時を糊塗するに傾くなどの事情がある。この対策として、公認会計士協会の特殊法人化、監査契約の当事者資格を協会に限定すること、共同監査制の採用など、種々の案が提唱されている。</p>
森田・太田[1965]	<p>公認会計士協会が監査契約を行なって監査人を協会から派遣することにした場合、監査人は協会の実質的使用人となり、協会は年々増加する会計士に対して如何に監査契約を配分するかという問題に直面することになる。さらなる問題点は、監査の失敗の責任、監査人の選任方法、未知の監査人に機密事項を漏らす被監査会社の立場、監査が官僚的色彩を帯びる可能性が挙げられる。これら問題の全ては、自由職業人としての会計士の本質を失わせしめ、独立性をも毀損させるものである。</p>
近澤[1967]	<p>企業を資本出資者の代理人と見る場合は、株主総会が無力無能、有名無実であるという実質的理由から、非業務執行の取締役が取締役会の名において会計士監査人を選任するか、候補者を取締役会で決定し株主総会で承認するという方法が望ましい。</p> <p>企業が資本出資者から独立した実体であるとする場合は、資本出資者のみならずその他多くの異種の利害関係者の利害調整のための審判員として独立した第三者の立場に立ち、これら利害関係者のなかから選ばれた代表者に中立公正の判断の場に立つ学識経験者を含めたものをもって構成される委員会形式により選任すべきである。その場合の監査料金も、監査依頼会社ないし被監査会社からこの委員会に対して支出しプールされた監査基金をもって支弁されるのが至当である。</p>
高田[1979]	<p>監査人の選任は、その本質からいって、利害関係者側が行なうのが本筋であり、監査依頼人は、本来、被監査会社にこの名称が付されるのは単に便宜的なものであるに過ぎない。この背景には、利害関係者に選任の能力がないことや監査の実施に被監査側の協力態度が不可欠であることがある。しかし被監査会社の影響を避けることはできないという問題があるため、①監査人の選任を被監査会社から完全に分離する国家選任方式、利害関係者代表選任方式、公認会計士協会選任方式があり、また②最高経営者による監査人の選任を社内に設定された牽制的な機関によって統制する取締役会選任方式、監査委員会ないし監査役選任方式がある。</p>
鳥羽・川北[2001]	<p>法定監査について、企業が法定監査料を第三者機関に支払い、第三者機関が監査人として特定の会計プロフェッションを選任し、企業に派遣するという方式も考えられないわけではない。しかし、この方式では、監査人と依頼人との間で監査の実施にかかる協力関係を十分に醸成することが難しい。</p>

弥永[2002]	会計監査人の選任について、各国の制度を紹介した上で、①外部選任論・公営論、②被監査会社選任論（自由契約主義）、③裁判所関与論について検討を加え、会社が会計監査人を選任するという方向を支持している。その際に検討すべき争点として、証取法上の監査人を株主総会で選任することと会社法上の会計監査人の選任に対する監査役（会）の関与を明文で要求することの検討、ドイツやフランスのように少数株主による忌避申立を認めることの検討、並びに少数株主による共同監査人の選任要求を認めることの検討、が挙げられている。
町田・那須[2011]	監査人の選任及び報酬決定の問題に関しては、国際的には、ガバナンスに責任を有する機関に決定権ないし株主総会への提案に掛かる勧告権限を付与することが一般的となっている。
宮本[2014]（朴[2014]所収）	投資者を代理するものとして、証券取引所又は証券業協会が監査人の選任と監査報酬の決定を担うことの長所と短所を検討している。

[出所] 朴[2014]を参考に加筆・修正を行なっている。

このようなわが国における監査契約と監査報酬の支払い形態に関する議論について、既に法定監査導入時より、わが国監査基準設定の責任者であった岩田[1952]では、監査契約の一部会計士に偏在する問題について、なるべく多くの会計士が監査に参加できるような監査制度とすべきという会計士業界の一部の声に対して、「元来、財務諸表監査は証取法 193 条の 2 に基づき、法律によって強制された監査ではあるが、他の公益性を有する事業の場合とは趣を異にして、官庁自らを監査主体とする法定監査ではない。自由な契約を基礎とする監査なのである。……自由契約を基調とした監査が一般投資家保護に役立たないとすれば、別途方策が講じられるかもしれないが、これは会計士にとっては自主独立の立場よりの監査を奪われることになり、また一方権力を背景とした監査を会社は受けることとなり、共に憂うべき事態となる」とされた。

また同時期に、被監査会社から報酬を得ているから監査人は独立性を持った矜持ある監査ができないとの批判について、飯野[1956]は、監査調書の所有権が会計士側にあることを判示したアメリカの判例を引用しつつ、「報酬は専門的能力と実務経験とを必要とする会計士の業務に対して支払われるものであって、会計士個人又は会計士事務所に支払われるものではないこと、したがって会計士は依頼会社からは独立した契約者であるという会計士独立性に関する実質的解釈を確立した」（傍点原著者）とし、日本の公認会計士法もその精神を受け入れたものであるから、「監査報酬は会計士協会に支払うべしとする論議は結局において公認会計士の独立性を否定するものと言わなければならない」（森田・太田[1965]）としている。

(4) 海外における先行文献

同様に海外においても同旨の議論は展開されているため、下記にその代表的な議論を紹介する。以下の文献の抽出に当たっては、1944 年から 2018 年までの EBSCOhost に所収の学術雑誌に対して、キーワードを「audit contract」として論文題目と論文要旨を検索対象とし、監査契約を扱った論文 129

本を抽出した。そのうち、目視により、公共工事入札や監査契約と監査報酬の関係に関係しないものを排除した上で、代表的な文献 7 本を抽出した。それらに朴[2014]で紹介された 4 本を加えて、概要を纏めたものが [図表 18] である。

[図表 18] 海外の先行文献

先行文献（年代順）	提言の内容
Carey [1965]	完全な独立性とは、監査人がクライアントから報酬を受け取らないことを必要とする。唯一の実行可能な取り得る方法は、監査人を公的な被用者にすることであろう。
Goldman and Barlev [1974]	監査の役割における構造的な非対称性を是正するための解決策は、監査人を公的な被用者にし、被監査会社と監査人との間の関係を絶つことである。この場合の問題は、監査人の報酬が自由交渉に依らず、何等かの官僚主義的なプロセスで決定されるおそれがあること、及び監査が政府によって提供されることで専門職業の性質が大きく変質することが挙げられる。
Gavalda [1975]	会計監査人は、行政機関により、又は証券取引委員会により、或いは商事裁判所によって選任されるべきであるとの提案が行なわれている。但し、これらの提案は会計監査人の任務や職務の遂行条件に関して、フランス固有の特殊性が含まれる。
Mayhew and Pike [2004]	監査人の選任者と選任方法として、監査の受益者である投資者が直接的に監査契約に関与するモデルを作り、ゲーム論を用いて実証的に検証し、投資者が監査人を選任するとより独立性の高い監査人に対して、より高額な監査報酬を支払うことが明らかにされた。
Lee [1986]	監査契約を巡る取締役会の権限を縮小するために、例えば、①貿易産業省のような政府機関又は全国監査審議会を設けて、これらの機関が監査契約に責任をもち報酬額を決定し、②監査報酬は企業に対する課税システムとして政府機関により支払う、という考え方を提示した。この場合の問題は、実行するのが困難でコストが掛かるというものである。
Palmrose [1989]	固定報酬型か実費清算型の 2 つの監査契約の形態が、監査報酬と監査時間にどのような影響を及ぼすかを実証的に検証し、固定報酬契約が相対的に低い監査報酬と結びつくものの、監査時間は契約の相違による影響を受けないことが統計的に明らかにされた。
Moizer [1997]	Lee [1986]と同様
Thorn, Holmes, McGowan, Strand, and Strawser [2001]	Palmrose [1989]の結論が地方政府のパブリック・セクターとの監査契約にも当てはまることを統計的に確かめた。

Ronen [2002]; Lee [2002]; 松本[2014] (朴[2014]所収)	経営者対株主（投資者）対監査人という 3 当事者の関係に、保険会社を介入させるという形態で、監査契約と監査報酬形態の抜本的な改革を提案している。この提案は、企業は財務諸表における虚偽表示の結果として生じる投資者側の損害に対して補償を提供するための「財務諸表保険」を購入するというものであり、保険会社が保険担保枠の大きさやその料率を決定するために監査人を雇うことになる。投資者には、企業から監査済財務諸表、保険金情報、及び保険料の情報が提供される。
Chung and Wynn [2014]	役員損害賠償保険（D&O 保険）の保険料と監査報酬の金額との間には正の関係が検出された。すなわち、D&O 保険の前提であるコーポレート・ガバナンスのリスクが高い場合には、監査人は高い監査報酬を請求していた。

[出所] 朴[2014]に加筆・修正を行なっている。

(5) わが国監査人の選任と監査報酬のあり方

わが国では、1948 年証取法監査による公認会計士監査導入以来、監査人の選任と報酬の支払い権者と、監査サービスの想定受益者との違いによる独立性への脅威が争点化されてきた。特に独立性の外観に注目した法律的な視点からの提案は、経営者から監査人の選任権限を公的機関や投資者を代表する第三者機関へ移すことにあった。

このような背景には、歴史的に、わが国には企業がその規模にかかわらず、間接金融における担保主義や公的な信用保証協会へのリスク転嫁という手段に頼り切った資金調達が行なわれてきたことが挙げられる。そのようなリスク転嫁が可能であるならば、金融機関としては、融資決定に当たって利用する情報の信頼性よりも、リスクを転嫁できる担保や信用保証協会の存否こそが重要となる。つまりアメリカで自発的に生成した信用監査のような意思決定支援型監査がわが国には歴史的に存在しなかったところに、強制的に意思決定支援型の監査が導入されたことで、監査契約者でもあり報酬支払者である企業（経営者）と監査サービスの想定受益者とが異なる環境を、当然の監査環境としては受け入れられ難いのである。

これに対し、1890 年商法より以前の江戸・明治期より利害調整支援型の監査は、当時の企業、特に財閥系企業において自発的に存在していたことから、現在の会社法監査における監査役による執行役（取締役）に対する監査は素直に受け入れられてきた。そこにもイギリスのように監査役の資格要件として職業会計士の要件を入れておれば、今日のような混乱は生じなかったはずである。

以上のように、わが国でも海外でも、監査人の選任に関する議論は、①被監査会社から完全に分離する国家選任方式、利害関係者代表選任方式、公認会計士協会選任方式があり、また②最高経営者による監査人の選任を社内に設定された牽制的な機関によって統制する取締役会選任方式、監査委員会ないし監査役選任方式があった。

このような議論のなかで完全に欠落している争点が、意思決定支援型ディスクロージャーを指向する金商法（証取法）上の監査人に期待される指導性の問題である。会計監査人の監査の結果は監査役の監査の結果とともに、究極的には取締役の受託責任・説明責任の解除を目的として株主総会の場で

決算承認ないし否認のために審議に付される¹³。しかし、金商法の監査の結果は、一方的に想定利用者に提供されるだけであり、その審議に付されることも、決算のやり直しを経営者に指示することも想定されていない。

このため金商法では、証券市場に対して重要な虚偽表示のない財務諸表が、無限定適正監査報告書とともに提供されることが前提であり、それが資本市場の安全性や流動性を確保することに繋がり、もって投資者の保護を可能としている。したがって、結果として、経営者と監査人は協働で瑕疵のない財務諸表を市場に提供する義務を負っており、財務諸表に欠陥を発見した監査人は、経営者に対して財務諸表の修正を指導し、経営者に受け入れさせ、財務諸表に瑕疵をなくした上で無限定適正意見とともに市場に供することが期待される。換言すれば、監査人は、財務諸表の欠陥を発見し、財務諸表の修正指導をすることなく、監査報告書で除外事項として指摘するだけでは、市場の期待ないしは金商法の期待を果たしたことはないのであり、そのような事態はあくまでも例外的な事態と捉えられる。

果たして監査人と経営者との間の信頼を醸成できないような外部の第三者ないしは国家が強制的に選任し割り当てた監査人は、むしろ財務諸表や内部統制の粗捜しに徹し、その成果を披瀝することに熱心となるおそれすらある。経営者の側からすれば、そのような監査人と自社の秘密に属するような事項を共有しようとは思わないであろうし、敵対的な関係が生じる可能性もある。この結果、資本市場には、瑕疵のある財務諸表と除外事項付きの監査報告書が提供されるが、当該状況が常態化した市場では取引の円滑性も安全性も投資者に対して保障できないであろう。

以上のように、今日の意味決定支援型の財務諸表監査では、経営者に対する監査人の指導性の発揮は不可欠であり、そのためには両者の間に相互信頼を前提にした協働関係が成り立つような選任と報酬支払いの仕組みがなければならない。少なくとも、洋の東西を問わず、意思決定支援型の監査において、報酬支払者と想定受益者が異なるという事態は、金商法の趣旨からも、経済合理性の面からも、不可避と解される。

(松本 祥尚・高田 知実)

¹³ 商法特例法に基づく会計監査が行なわれていた頃には、会計監査人による不適法意見が付された計算書類が株主総会で承認されることも実際には存在したように、商法（会社法）上、利害調整は株主総会で完結する。

4. 監査報酬の実証分析—IFRS 導入による監査報酬及び非監査報酬への影響—

(1) 背景

本研究会では、2017年版（2017年3月31日公表版）より、「2. 日本の監査報酬の実態分析」の一部として、IFRS適用企業の監査報酬について検討するとともに、わが国の監査報酬の概況を検討するに当たって、SEC登録企業等のみならず、IFRS適用企業についても、区分して分析を行っている。

2017年版において、IFRSの適用前後の分析を行った際に、IFRS適用企業の監査報酬が高くなるのは初年度適用によるものなのかどうかを識別するためには、IFRS適用企業が適用後2年度目を迎えた後に改めて検討する必要があることに言及した。

本節における実証分析は、その課題について分析し、考察することにある。

まず、国際的にみると、IFRSは、166法域¹⁴のうち138法域において、全て又は大部分の主要企業に対して強制適用している（金融庁[2018] 8頁）。しかし、日本のようにIFRSを強制適用せず、任意適用を認める法域は、11法域¹⁵にとどまっている。

2019年1月末時点の日本におけるIFRS適用済企業は183社（うちIFRSを適用して新規上場した会社19社）、IFRS適用決定企業は16社の計199社である（日本取引所グループ[2019]）。このように日本においては、上場企業の全体（3,677社）からするとIFRSに移行している企業数は少ないといえるが、IFRSの適用企業及び適用予定企業は、順調に増えてきており（金融庁[2018] 2頁）、比較的規模の大きい企業がIFRSに移行していることから、2018年6月末時点でみると、時価総額では218.7兆円と、全上場企業の時価総額に占める割合は32.12%に上っている（金融庁[2018] 2頁）¹⁶。

さらに2018年6月、日本経済再生本部から公表された『未来投資戦略2018』において、「関係機関等と連携し、国際会計基準（IFRS）への移行を容易にするための更なる取組を進めることによりIFRSの任意適用企業の拡大を促進する」（日本経済再生本部[2018] 131頁）ことが閣議決定されているため、今後もIFRSの任意適用は拡大していく方向にあると予想される。

こうしたIFRSの導入は、企業にどういった影響をもたらすであろうか。金融庁が2015年に公表した『IFRS適用レポート』（金融庁[2015]）は、「IFRS任意適用企業の実態調査・ヒアリングを実施し、IFRSへの移行に際しての課題への対応やメリットなどをとりまとめた」（1頁）レポートである。その調査内容は、IFRSの任意適用を決定した理由・経緯、IFRSへの移行準備・移行コスト、IFRS移行時の課題をどう乗り越えたか、監査対応、移行によるメリット・デメリット等と多岐にわたる。

その金融庁[2015]の中でも、監査報酬に関する調査については、回答内容について異なる見解が示されている。すなわち、IFRS適用後における定常状態に移行した後のランニング・コストの内容及び移行前のコストとの相違について質問を実施したところ、IFRS適用後に多額のランニング・コストは発生していないと回答する企業¹⁷（64.1%）もあれば、IFRS適用後においても移行前と比較して追

¹⁴ そのうち2法域（インドネシア、タイ）では、IFRSのアドプション又は自国基準のコンバージェンスの途中である（IFRS[2019]）。

¹⁵ 具体的な国名は、バミューダ、ケイマン諸島、グアテマラ、日本、マダガスカル、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、スリナム、スイス、東ティモールである（IFRS[2019]）。

¹⁶ なお2015年3月末時点におけるIFRS適用企業の時価総額は約108兆円で、全上場企業の時価総額に占める割合の18.5%であった。（金融庁[2015] 2, 18頁）。

¹⁷ この中には、「IFRS適用時に増加した監査報酬もIFRS適用前の水準に戻っている」（金融庁[2015] 53頁）という回答も含まれている。

追加的なランニング・コストが発生していると回答した企業¹⁸ (35.9%) もある (金融庁 [2015] 53 頁)。それに加えて、IFRS への移行に伴うデメリットとしてコストの増加を挙げていた企業もあり、具体的なコストとして、追加的な監査報酬をあげている企業もあった (金融庁 [2015] 69 頁)。

さらに IFRS への移行に直接要した総コストには、外部アドバイザーの利用による支出がある。こうした外部アドバイザーには、監査を担当している監査法人 (同一グループに属するコンサルティング会社を含む。) を選定するケース、それ以外のアドバイザー (例: 他の監査法人、コンサルティング会社) を選定するケース¹⁹ がある (金融庁 [2015] 50 頁)。そのうち、監査を担当している監査法人への支出額 (通常の監査報酬を除く。) については、有価証券報告書上、監査報酬以外の非監査報酬として開示されるものと想定される。金融庁 [2015] によれば、その金額は、1 千万円未満 (11.4%)、1 千万円以上 5 千万円未満 (31.4%)、5 千万円以上 1 億円未満 (22.9%)、1 億円以上 5 億円未満 (31.4%)、5 億円以上 (2.9%) という回答であった (52 頁)。

このように IFRS の導入は、監査報酬以外の非監査業務に基づく報酬 (以下、非監査報酬という) にも影響を与えているとも考えられる。

そこで本稿では、町田・佐久間 [2017] の分析期間を拡張し、IFRS の導入が監査報酬に影響を与えるかどうかを検証する。さらに監査報酬だけでなく、非監査報酬及び総報酬 (監査報酬と非監査報酬の合計額) のトレンドを分析する。あわせて監査報酬の年度間を比較することにより、IFRS 導入による影響を明らかにする。

(2) 先行研究

IFRS の導入によって、一般的に、監査報酬は有意に増加する傾向にある (De George et al. [2013] (オーストラリア)、Griffin et al. [2009] (ニュージーランド)、ICAEW [2007] (EU)、Kim et al. [2012] (11 の EU 加盟国)、Vieru and Schadewitz [2010] (フィンランド))。

こうした傾向は、日本においても同様である (町田・佐久間 [2017]、高田・松本 [2017])。例えば町田・佐久間 [2017] は、IFRS 導入前後における監査報酬を比較し、IFRS 適用後、監査報酬が有意に増加することを明らかにした。同様に高田・松本 [2017] は、IFRS の適用により監査報酬は増加、とくにその影響が前年あたりから始まっていることを示した。しかし、その影響度合いは、IFRS 適用企業と近い属性をもつ企業との比較によりその因果関係を考慮すると、他の一般的な企業全体と比較した場合ほどは大きくないことを明らかにした。さらに IFRS 導入による監査報酬への影響は、継続的であることが実証されている (Higgins et al. [2016])。

他方、IFRS の導入と非監査報酬について、Vieru and Schadewitz [2010] は、フィンランドの中小企業が、IFRS のアドプション初年度に、非監査報酬の支払いがより多いことを示した。また ICAEW [2007] は、監査人からの支援やサービスが、IFRS 導入後に増加することから、非監査報酬へのポジティブな影響を示唆している。しかし Griffin et al. [2009] は、IFRS 導入と非監査報酬の関係を示していない。このように IFRS の導入と非監査報酬との関係については、見解が一致していない。

¹⁸ 追加的なランニング・コストのひとつとして、監査報酬も含まれている (金融庁 [2015] 53 頁)。

¹⁹ 外部アドバイザー (例: 他の監査法人、コンサルティング会社) への支出額は、1 千万円未満 (4%)、1 千万円以上 5 千万円未満 (32%)、5 千万円以上 1 億円未満 (4%)、1 億円以上 5 億円未満 (40%)、5 億円以上 (20%) という回答であった (金融庁 [2015] 51 頁)。

(3) リサーチデザイン

① サンプル

日本で最初に IFRS が任意に採用された決算年度は、2009 年度である。そこで本稿では、2009 年 4 月から 2018 年 3 月までに IFRS を導入した企業を分析の対象にする。その中から、本稿の目的を達成するべく、IFRS 導入前後に監査報酬データがある企業を抽出した。同時に調査対象期間において、決算期を変更している企業を除いている（[図表 19] 参照）。

[図表 19] サンプル

総サンプル (2009.4~2018.3)	32417
IFRS 非適用企業	-30836
データ欠如企業	-643
決算期変更企業	-78
	860

あわせて、上記と同一期間内において、SEC 登録企業等²⁰として扱われる企業を特定した。なぜなら、これまでの監査人・監査報酬問題研究会での調査からも明らかなように、SEC 登録企業等は、日本基準を採用している企業（以下、日本基準適用企業という）と比べて異なる監査上の対応が求められることが想定されるからである。そのため SEC 登録企業等は平均的にも高額な監査報酬を支払っており²¹、日本基準適用企業とは、異なる傾向を示すことが考えられる。そこで、監査報酬を分析するにあたって、両者を別個に把握する必要がある。

さらに本稿の目的である IFRS 導入の監査報酬等への影響を検証するにあたって必要なデータを確保するため、データについては、IFRS が導入される前年度、すなわち 2008 年度にまで遡って入手した。

② 分析内容

①の手続きを経て入手したサンプルを基に、本稿では、まず IFRS 導入企業の監査報酬、非監査報酬、総報酬のトレンドを分析する。そして、サンプル全体を日本基準適用企業と SEC 登録企業等に区分し、それぞれの傾向を探る。

次に、金融庁 [2018] においても IFRS 導入によるコスト増加が指摘されるように、IFRS 導入に伴い、年度間の監査報酬に差が生じることが予想される。そこで IFRS 導入の監査報酬への影響を分析するべく、年度間の監査報酬の比較を行う。あわせて、IFRS 関連の非監査報酬を加えた監査報酬の年度間の比較を行い、年度ごとにコストに差が生じているか検証する。なぜなら IFRS 関連の支出は監査報酬に限られたものではない（金融庁 [2018]）。そのため監査報酬だけではなく、IFRS に関するコスト全般の年度ごとの違いを分析する必要がある。

²⁰ SEC 登録企業等の定義は脚注 3 のとおりである。

²¹ 今年度の結果でも、SEC 登録企業等の監査報酬は、1,323.65 百万円（平均）、789.50 百万円（中央値）に対し、SEC 登録企業等以外のその他の企業は、48.36 百万円（平均）、30.00 百万円（中央値）と、平均（中央値）に 27.4 倍（26.3 倍）の差がある。本調査報告書の 2 (2) を参照されたい。

また、これまでの先行研究では、有価証券報告書に記載されている監査報酬のみを対象として分析が行われてきた。しかし監査報酬の増減にはトレンドがあり、有価証券報告書に記載されている監査報酬の分析だけでは、IFRS 導入の影響を分析するには不十分であると考えられる。

そこで監査報酬のトレンドを加味した監査報酬と有価証券報告書に記載されている監査報酬との比較を行い、これまでの先行研究とは別の観点から、IFRS 導入による監査報酬の影響を分析する。

(4) 結果

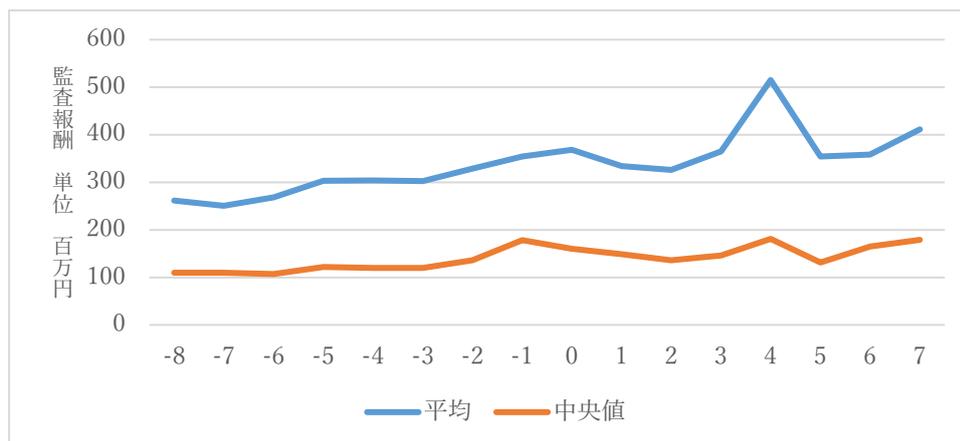
① 監査報酬、非監査報酬、総報酬のトレンド

【図表 20】 から【図表 22】 は、IFRS 適用企業の IFRS 導入の 8 期前 (-8) から 7 期後 (7) までの監査報酬、非監査報酬、総報酬の推移を示している。

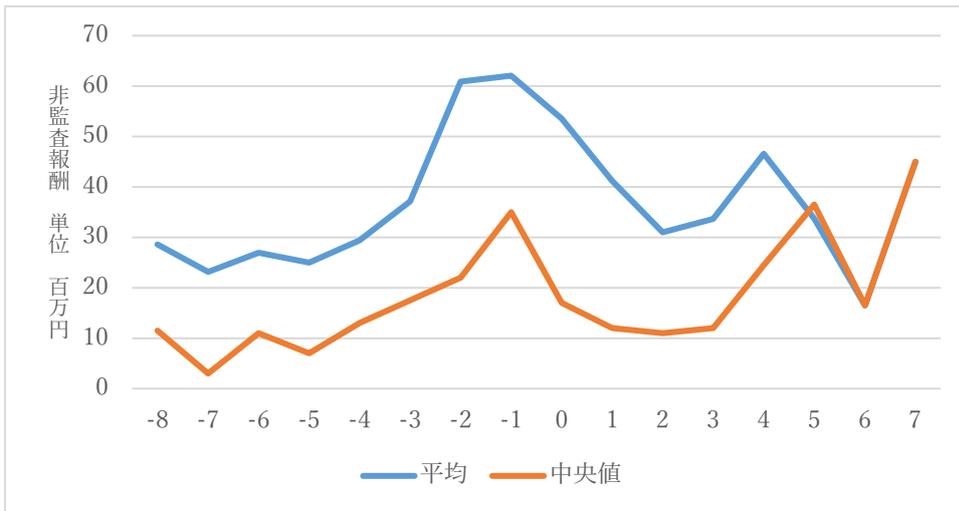
監査報酬及び総報酬の推移は、一般的に右上がりの傾向を示している。また IFRS 導入の 4 期後に、急激に増加していることが読み取れる。さらに IFRS 導入期前後に着目すると、IFRS 導入期まで増加傾向であるものの（総報酬の中央値は、直前期まで増加傾向）、翌期に減少している。

他方、非監査報酬は、一般的に増加傾向にあり、IFRS 導入直前期に最大となっている。そして IFRS 導入後は、減少傾向であるものの、IFRS 導入の 4-5 期 (4-5) にかけて、急激に増加している。

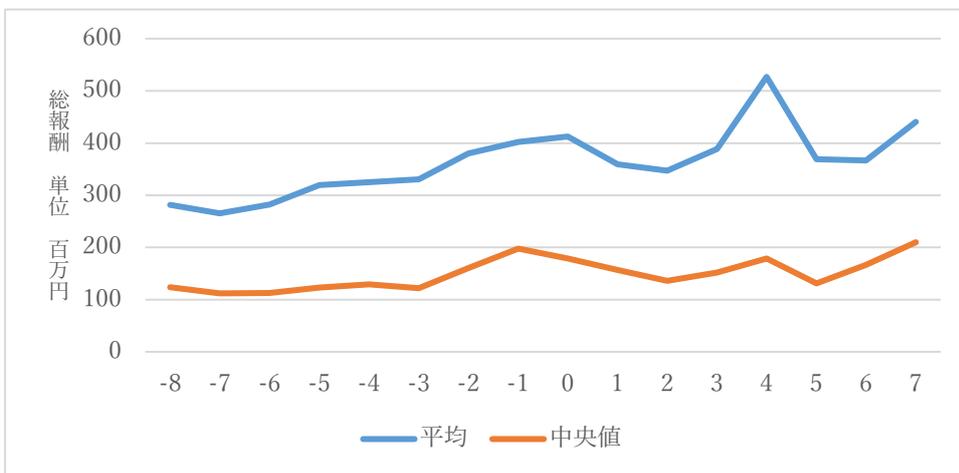
【図表 20】 監査報酬の推移（全体）



〔図表 21〕 非監査報酬の推移（全体）



〔図表 22〕 総報酬の推移（全体）



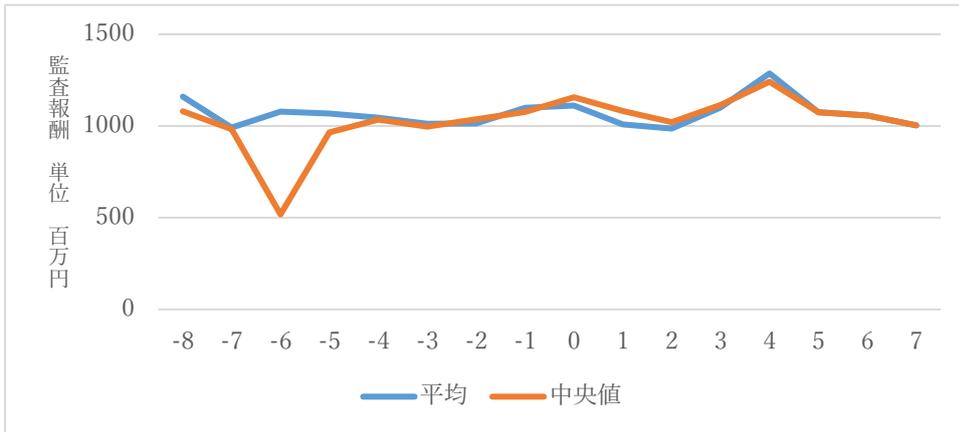
以上、監査報酬、非監査報酬、総報酬の全般的なトレンドを示した。さらに、このサンプルを IFRS 導入以前に SEC 登録企業等であった企業と日本基準適用企業とに区分し、両者のトレンドの相違を分析する。

〔図表 23〕 から 〔図表 25〕 は、SEC 登録企業等の監査報酬・非監査報酬・総報酬の推移を示している。また 〔図表 26〕 は、年度別の SEC 登録企業等の監査報酬及び非監査報酬の推移を表している。

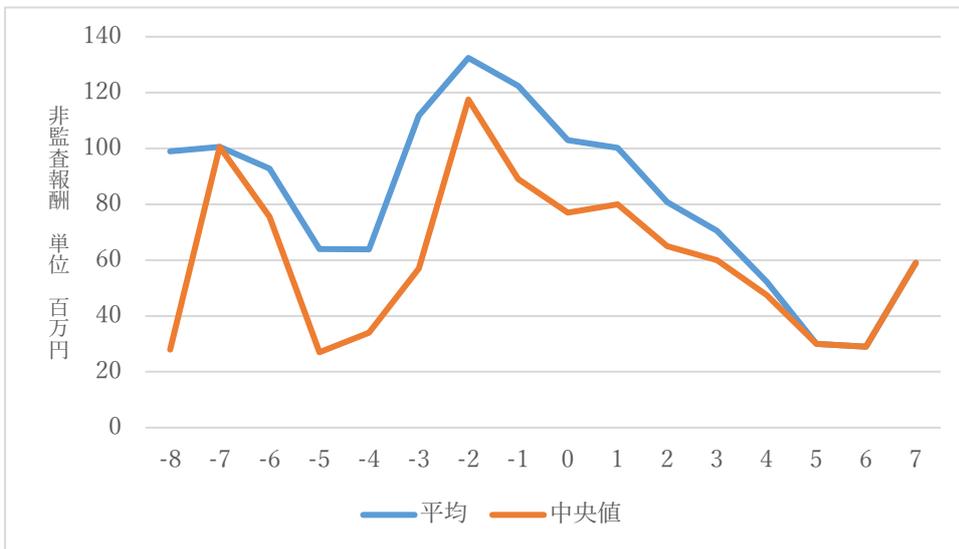
監査報酬及び総報酬の推移は、全体の推移に比べフラットな形状をしている。さらに IFRS 導入期前後に着目すると、全体の傾向と同様に、IFRS 導入期まで増加傾向であるものの、翌期に減少している。

他方、非監査報酬は、全般的に減少傾向にあるものの、IFRS 導入の 2 期前 (-2) に最大となっている。そして IFRS 導入後は減少傾向を示している。

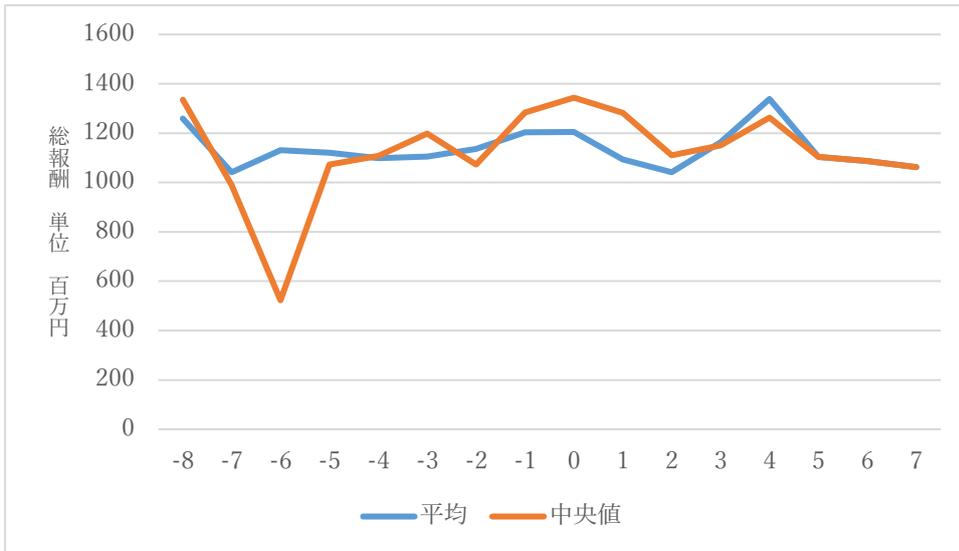
[図表 23] 監査報酬の推移 (SEC 登録企業等)



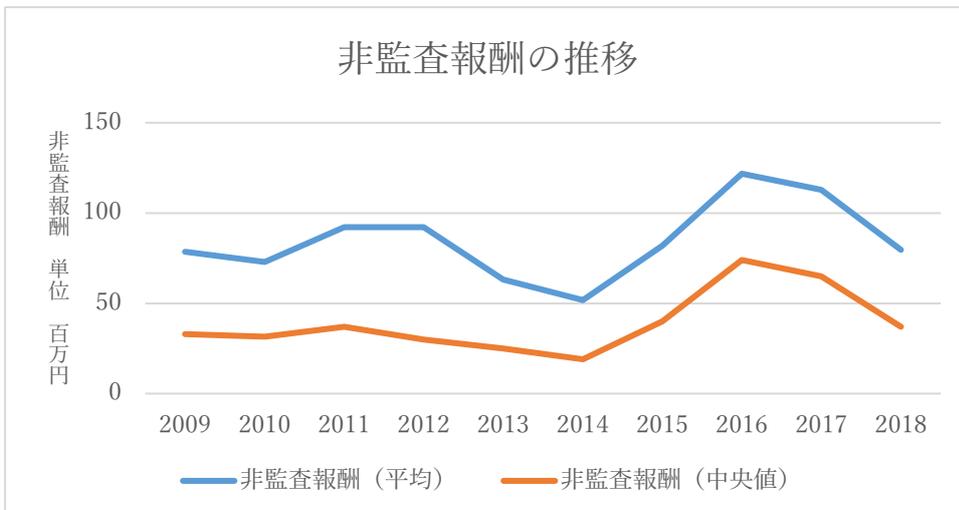
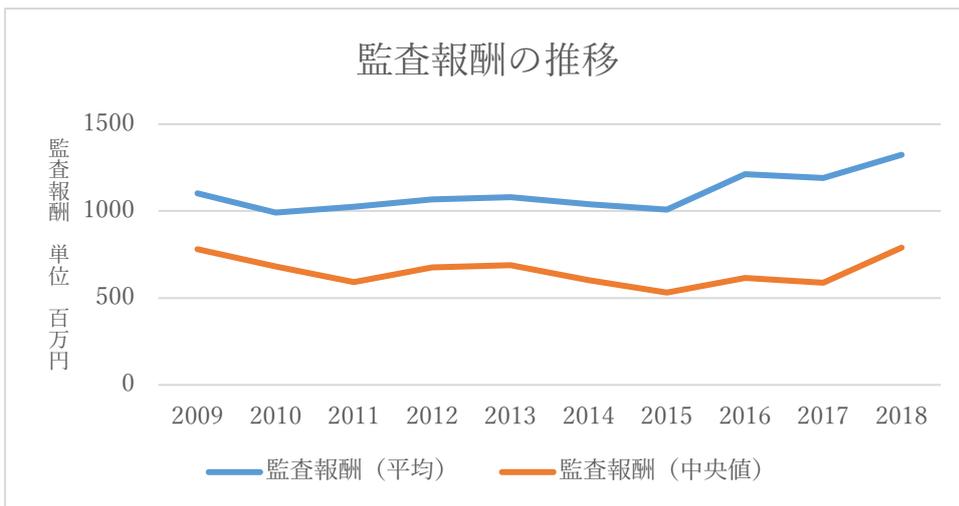
[図表 24] 非監査報酬の推移 (SEC 登録企業等)



[図表 25] 総報酬の推移 (SEC 登録企業等)



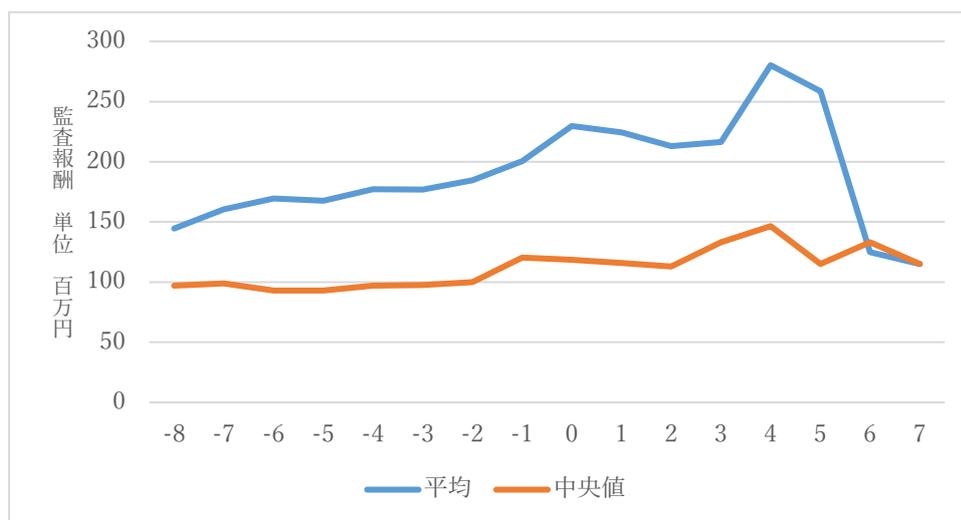
[図表 26] 監査報酬・非監査報酬の推移 (SEC 登録企業等)



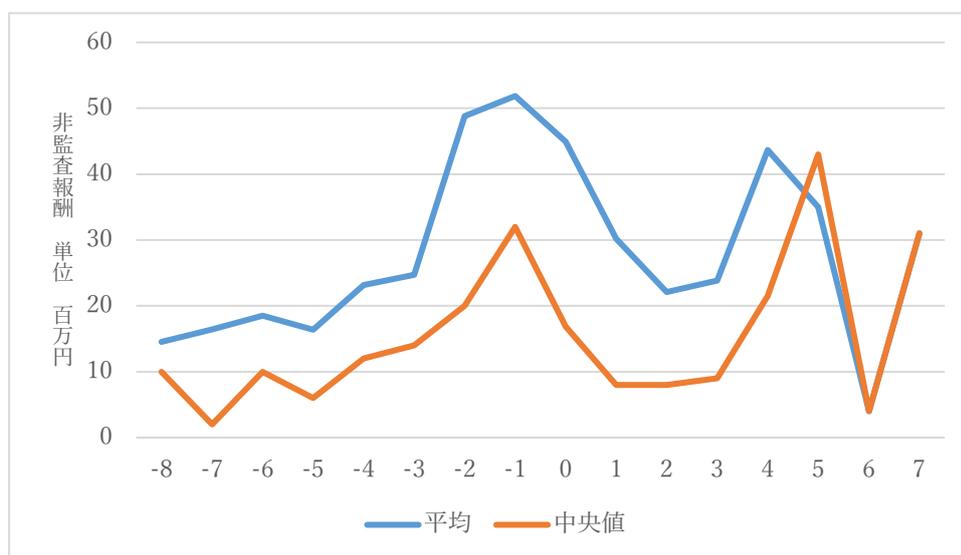
次に、日本基準適用企業の監査報酬・非監査報酬・総報酬の推移をみる（[図表 27] から [図表 29]）。
 監査報酬及び総報酬の推移は、全体の推移と同様に、増加傾向にある。さらに IFRS 導入期前後に着目すると、全体の傾向と同様に、IFRS 導入期（0）まで増加傾向（監査報酬の中央値は、直前期まで増加傾向）であるものの、翌期（1）以降、減少傾向である。

他方、非監査報酬は、全体的な傾向と同様に、増加傾向で、IFRS 導入直前期（-1）に最大となっている。さらに全体的な傾向と同様、IFRS 導入直後は減少傾向にある。

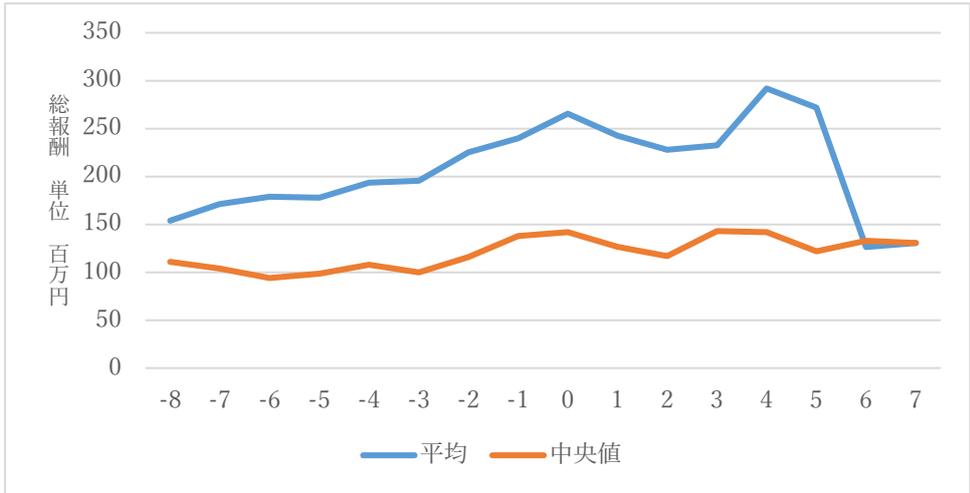
[図表 27] 監査報酬の推移（日本基準適用企業）



[図表 28] 非監査報酬の推移（日本基準適用企業）

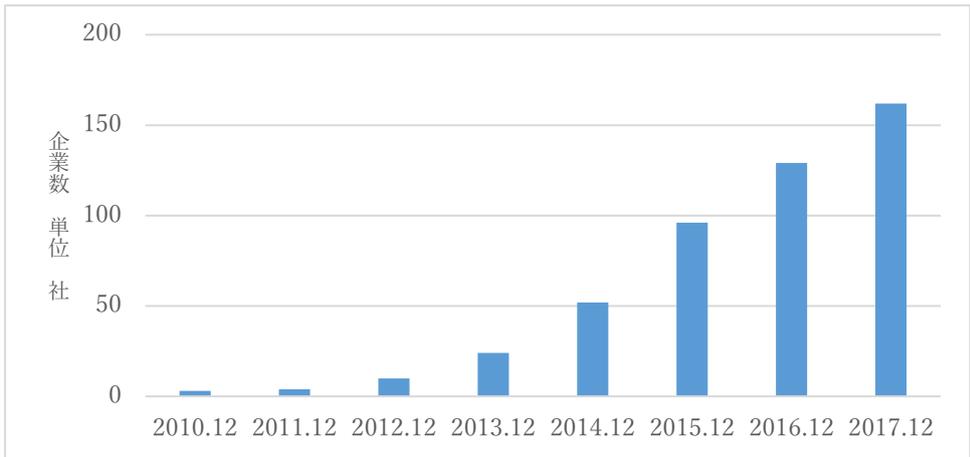


【図表 29】 総報酬の推移（日本基準適用企業）

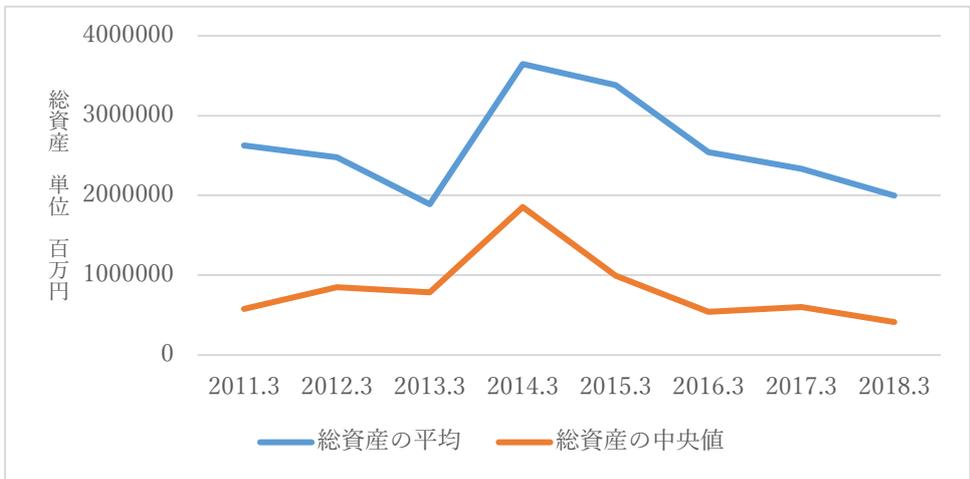


ところで、IFRS 導入の 4-5 期後（4-5）の急激な増加は何を意味しているであろうか。【図表 30】及び【図表 31】は、IFRS 導入企業数と IFRS 導入企業の規模（総資産）の推移を示している。

【図表 30】 IFRS 導入企業数



【図表 31】 IFRS 導入企業の規模（総資産）の推移



【図表 31】 から、2013 年 4 月から 2014 年 3 月までに IFRS を導入した企業の規模が他の年度に比べて大きいことが読み取れる。さらに【図表 32】 から、4-5 期後（4-5）のサンプル数が半減していることにより、これらの企業の規模の影響が表れた結果であると解釈できる。

② IFRS 導入による監査報酬への影響～監査報酬の年度間の比較～

次に、連続する各期の監査報酬の平均（中央値）を比較し、両者の差を検証する。結果は、【図表 32】 から【図表 34】 のとおりである。なお、平均値の差の検定にあたっては、対応のある *t* 検定を、中央値の検定にあたっては、Wilcoxon signed-rank 検定を行っている^{22 23}。

【図表 32】 全体（監査報酬）

Time	サンプル数	平均値	t 値	標準偏差	最小値	25	中央値	Z 値	75	最大値
-8	25	270.58	-1.38	411.43	17	35.25	111	-0.75	345.5	1849
-7	39	245.67	-0.87	362.56	13	55	110	-0.80	295	1734
-6	68	263.04	0.89	443.06	13	53	101.5	-1.58	295	2479
-5	84	296.29	-0.35	451.21	14	52.25	116.5	-0.38	311.75	2043
-4	90	293.02	1.05	429.10	14	52.25	119.5	-1.01	328	2024
-3	92	285.89	-1.45	416.86	8	50.5	119.5	-1.97	318.75	2025
-2	98	294.37	-3.85	417.42	9.8	51.75	116	-4.76	311.5	2022
-1	99	318.74	-3.00	447.94	14	56	141	-3.35	307	2282
0	99	345.27	2.59	470.22	15	74	157	-2.28	356	2307
1	69	325.64	0.16	430.15	21.5	67	141	-0.07	362	2013
2	54	325.08	-1.42	443.58	25.45	70	136	-2.41	332	1966
3	26	363.87	-1.60	487.76	36	83	146	-1.14	362.75	2170
4	9	512.42	-0.82	632.25	41	94.75	181	-0.14	784.75	2376
5	4	349.22	0.00	380.71	42	91	131	-0.37	714.5	1074
6	3	358.25	1.27	470.54	46	67.75	164.5	-1.07	842.5	1058
7	1	411.00	—	516.67	51	51	179	—	1003	1003

※*** : p<0.01（両側）、** : p<0.05（両側）。

²² 表の見方は、例えば監査報酬（全体）の場合、IFRS 導入の直前期（-1）と導入期（0）の差の検定結果は、-3.00（*t* 値）、-2.28（*Z* 値）で、1%水準で有意な結果であることを示す。

²³ 検定していない箇所は「—」と記載している。

[図表 33] SEC 登録企業等 (監査報酬)

Time	サンプル数	平均値	t 値		標準偏差	最小値	25	中央値	Z 値	75	最大値
-8	3	1159.67	-1.68		653.15	550	550	1080	-1.07	1849	1849
-7	4	991.25	0.73		710.50	267	328.75	982	-0.71	1663	1734
-6	7	1078.14	0.66		888.82	231	349	518	-1.22	1773	2479
-5	12	1067.83	-1.43		692.21	231	399	965.5	-0.75	1736.5	2043
-4	12	1045.17	-0.40		654.54	297	398.25	1034.5	-0.35	1578	2024
-3	12	1012.67	-1.67	***	641.74	238	409.25	996	-2.15	1561	2025
-2	13	1013.77	-3.08	***	604.31	232	454	1036	-4.36	1460.5	2022
-1	13	1099.62	-3.37	***	657.56	252	523	1076	-3.49	1553.5	2282
0	13	1110.46	1.38		668.87	172	473.5	1156	-1.35	1628.5	2307
1	13	1008.31	-1.41		585.97	130	458	1081	-0.67	1433.5	2013
2	10	985.80	-1.53		629.54	129	283.75	1021.5	-2.88	1458	1966
3	9	1100.67	-1.12		624.39	129	611.5	1115	-1.14	1474.5	2170
4	6	1286.33	-0.96		691.74	354	746.25	1241	-0.34	1815.75	2376
5	1	1074.00	-2.22			1074			-1.60		1074
6	1	1058.00	0.55			1058			-0.45		1058
7	1	1003.00	—			1003			—		1003

※***: p<0.01 (両側)、** : p<0.05 (両側)。

[図表 34] 日本基準適用企業 (監査報酬)

Time	サンプル数	平均値	t 値		標準偏差	最小値	25	中央値	Z 値	75	最大値
-8	22	149.34	-1.68		156.54	17	33.75	102.5	-1.07	206.25	622
-7	35	160.46	0.73		171.76	13	50	99	-0.71	208	771
-6	61	169.50	0.66		231.93	13	49.75	93	-1.22	177	1237
-5	72	167.70	-1.43		215.37	14	48.5	93	-0.75	175.75	1252
-4	78	177.30	-0.40		223.36	14	48	97	-0.35	203.75	1324
-3	80	176.88	-1.67	*	224.85	8	46.5	97.5	-2.15	201	1315
-2	85	184.35	-3.08	***	238.10	9.8	48.4	100	-4.36	211	1305
-1	86	200.70	-3.37	***	250.87	14	49.75	120.5	-3.49	235.25	1330
0	86	229.60	1.38		297.79	15	67.25	118.5	-1.35	267	1443
1	86	222.45	-1.41		287.75	21.5	59.25	115	-0.67	249.25	1419
2	59	213.09	-1.53		284.90	25.45	64	113	-2.88	203	1406
3	45	216.51	-1.12		287.13	36	76.5	133	-1.14	202.5	1446
4	20	280.25	-0.96		392.64	41	77.5	146.5	-0.34	255.75	1732
5	8	258.63	-2.22		284.99	42	88	115	-1.60	555	751
6	3	125.00	0.55		75.32	46	46	133	-0.45	196	196
7	2	115.00	—		90.51	51	38.25	115	—	183.25	179

※***: p<0.01 (両側)、** : p<0.05 (両側)、* : p<0.1 (両側)。

分析の結果、監査報酬全体の中央値は、IFRS 導入の 3 期前 (Time -3) から導入期 (Time 0) の間、有意に増加している。しかしサンプル全体を SEC 登録企業等と日本基準適用企業に区分すると、日本基準適用企業、SEC 登録企業等とも、3 期前 (Time -3) から導入期 (Time 0) にかけて有意に増加している。

また 4-5 期の増加分については、本検証により有意な差が生じていないことから、サンプル数の影響によるものと推察される。

③ IFRS 導入による監査報酬への影響～IFRS 関連費用を加えた監査報酬総額の年度間の比較～

これまでの検証から IFRS による監査報酬への影響が示された。しかし、各企業が、IFRS を自社に導入するにあたっては、外部のアドバイザーを利用し、対応を図る場合がある (金融庁 [2015] 50 頁)。こうした外部のアドバイザーの中には、自社の監査を担当している監査法人を選定するケースもある (金融庁 [2015] 50 頁)。本節では、こうした IFRS 関連のアドバイザー費用について、有価証券報告書の非監査報酬の記載内容を調査することによって把握を試みる²⁴。そして非監査報酬として支払われた IFRS 関連の支出を抽出し、その金額を監査報酬の金額に加えることで、IFRS 導入に要した直接のコストを算出する。そして、そのコストと監査報酬の合計額と IFRS 導入との関係を分析する。なお IFRS を導入した企業の非監査報酬の内訳については、[図表 35] のとおりである。

[図表 35] IFRS 企業と全上場企業の非監査報酬の内訳

	IFRS 適用企業	【参考】非監査報酬の内訳が開示されている上場企業全体 (2018)
IFRS 関連業務	27.4%	13.2%
コンフォートレター	19.2%	25.8%
アドバイザー業務	14.5%	7.4%
内部統制関連業務	6.0%	8.6%
デューデリジェンス業務	5.7%	6.9%
税務関連業務	4.7%	5.5%
合意された手続	3.1%	5.5%

[図表 35] から、IFRS 企業の非監査報酬として、1 位に IFRS 関連業務が挙げられていることが特徴的である。したがって、非監査報酬も IFRS 導入の影響を分析するうえで、考慮すべき項目の一つであるといえる。

²⁴ 非監査報酬における IFRS 関連の支出の把握は、有価証券報告書に IFRS 関連 (「IFRS」、「国際財務報告」、「国際会計基準」等) の記載があったものを手作業により入手した。

[図表 36] 全体 (監査報酬+IFRS 関連費用)

Time	サンプル数	平均値	t 値		標準偏差	最小値	25	中央値	Z 値	75	最大値
-8	25	270.58	-1.89	*	411.43	17	35.25	111	-1.47	345.5	1849
-7	39	250.54	-1.04		383.12	13	55	110	-0.45	295	1919
-6	68	268.24	0.71		455.20	13	53	107	-0.82	295	2479
-5	84	303.01	-0.90		456.12	14	53	122	-1.82	317	2043
-4	90	303.63	-0.48		432.13	14	54.2	119.5	-0.29	351.75	2024
-3	92	302.11	-3.01	***	425.52	8	53.5	119.5	-3.64	364.75	2025
-2	98	328.23	-3.89	***	445.96	9.8	60.25	136	-4.23	349.75	2022
-1	99	354.55	-1.33		468.40	14	71	178	-1.10	382	2282
0	99	368.46	4.34	***	484.45	17.7	82	160	-5.38	381	2307
1	99	331.00	0.71		431.47	21.5	67	145	-0.47	385	2013
2	69	326.30	-1.44		444.39	25.6	70	136	-2.58	338.5	1966
3	54	365.19	-1.60		488.62	36	83	146	-1.25	362.75	2170
4	26	514.92	-0.64		633.37	41	94.75	181	-0.28	833.5	2376
5	9	354.33	0.00		387.03	42	91	131	-0.37	737.5	1074
6	4	358.25	1.27		470.54	46	67.75	164.5	-1.07	842.5	1058
7	3	411.00	—		516.67	51	51	179	—	1003	1003

※***: p<0.01 (両側)、*: p<0.1 (両側)。

[図表 37] SEC 登録企業等 (監査報酬+IFRS 関連費用)

Time	サンプル数	平均値	t 値		標準偏差	最小値	25	中央値	Z 値	75	最大値
-8	3	1159.67	-1.70		653.15	550	550	1080	-1.218	1849	1849
-7	4	1037.50	-0.87		777.80	267	328.75	982	-0.384	1801.75	1919
-6	7	1109.57	0.00		916.73	231	349	523	-1.602	1918	2479
-5	12	1075.50	-1.84	*	698.34	231	401.5	965.5	-1.86	1775.5	2043
-4	12	1059.67	-1.31		650.90	297	405	1108	-0.8	1578	2024
-3	12	1047.75	-3.01	***	638.22	238	409.25	1179	-3.903	1561	2025
-2	13	1068.69	-3.35	***	640.98	232	471.5	1036	-3.969	1680.5	2022
-1	13	1167.62	-1.78	*	662.35	252	539	1260	-1.277	1625.5	2282
0	13	1155.46	3.32	***	682.91	172	480	1324	-4.672	1673	2307
1	13	1011.62	-0.58		580.69	157	458	1081	-0.428	1433.5	2013
2	10	985.80	-1.52		629.54	129	283.75	1021.5	-2.966	1458	1966
3	9	1101.33	-1.13		623.22	135	611.5	1115	-1.252	1474.5	2170
4	6	1286.33	-0.76		691.74	354	746.25	1241	-0.169	1815.75	2376
5	1	1074.00	-2.22			1074			-1.604		1074
6	1	1058.00	0.55			1058			-0.447		1058
7	1	1003.00	—			1003			—		1003

※***: p<0.01 (両側)、*: p<0.1 (両側)。

[図表 38] 日本基準適用企業（監査報酬+IFRS 関連費用）

Time	サンプル数	平均値	t 値		標準偏差	最小値	25	中央値	Z 値		75	最大値
-8	22	149.34	-1.70		156.54	17	33.75	102.5	-1.218		206.25	622
-7	35	160.60	-0.87		171.71	13	50	104	-0.384		208	771
-6	61	171.70	0.00		235.13	13	49.75	94	-1.602		177	1237
-5	72	174.26	-1.84	*	223.57	14	51.25	97.5	-1.86	*	181	1252
-4	78	187.32	-1.31		229.19	14	48	103.5	-0.8		217.25	1324
-3	80	190.27	-3.01	***	233.96	8	48.2	98	-3.903	***	212.5	1315
-2	85	214.99	-3.35	***	270.43	9.8	52.3	110	-3.969	***	271	1305
-1	86	231.64	-1.78	*	273.18	14	61.5	134.5	-1.277		269.5	1330
0	86	249.50	3.32	***	309.35	17.7	74	140	-4.672	***	272.75	1443
1	86	228.12	-0.58		292.37	21.5	59.25	122	-0.428		249.25	1419
2	59	214.53	-1.52		286.94	25.6	64	116	-2.966	***	203	1406
3	45	217.96	-1.13		289.74	36	76.5	133	-1.252		202.5	1446
4	20	283.50	-0.76		397.01	41	77.5	146.5	-0.169		255.75	1732
5	8	264.38	-2.22		296.57	42	88	115	-1.604		555	797
6	3	125.00	0.55		75.32	46	46	133	-0.447		196	196
7	2	115.00	—		90.51	51	38.25	115	—		183.25	179

※*** : p<0.01 (両側) 、* : p<0.1 (両側) 。

結果は、[図表 36] から [図表 38] のとおりである。サンプル全体や日本基準適用企業では、IFRS 導入の 3 期前 (Time -3) から直前期 (Time -1) まで有意に増加し、導入期 (Time 0) から翌期 (Time 1) にかけて有意に減少している。

④ IFRS 導入による監査報酬への影響～監査報酬の増減率で調整した監査報酬の年度間の比較～

IFRS 導入による監査報酬への影響を分析する場合、当該企業が IFRS を導入しなかったという仮定の下での数値と比較し、その差を分析することとなる。その方法としては、高田・松本 [2017] のような PSM あるいは DID などが考えられる。しかし、いずれの分析を行うにあたって、十分なサンプル数を確保しなければならないという問題がある。そこで、このようなサンプル数の制約を回避する目的で、本稿では、監査報酬のトレンド (増減率) で調整した監査報酬と IFRS 導入後の監査報酬との差を検証することで、IFRS 導入の影響を分析する。具体的には、産業別 (東証業種分類) あるいは上場市場別に区分し、それぞれの区分ごとの監査報酬の増減率を個々の企業の監査報酬のトレンドとして仮定する。結果は、[図表 39] から [図表 40] のとおりである²⁵。

なお、トレンドの起点としては、前節までの結果から、3 期前 (Time-3) までは、監査報酬に有意な影響を認めているため、4 期前 (Time-4) の監査報酬の値を基準として、それ以降の監査報酬に、市場別あるいは産業別に算出した増減率を掛け合わせて調整を行っている。

²⁵ 今回の分析では、データの制約から、2013 年 4 月以降に IFRS に上場している企業を対象とする。

【図表 39】 調整済みの監査報酬との比較（市場別）全体

Time	サンプル数	市場トレンド調整済 監査報酬の平均	平均値	t 値	市場トレンド調整済 監査報酬の中央値	中央値	Z 値
0	99	346.05	345.27	0.05	139.01	157	-2.49 **
1	99	356.32	325.64	1.77 *	144.14	141	-1.09
2	69	364.02	325.08	1.88 *	151.36	136	-1.86 *
3	54	415.34	363.87	1.73 *	166.16	146	-1.58
4	26	539.32	512.42	0.68	245.19	181	-1.13

※** : p<0.05（両側）、* : p<0.1（両側）。

【図表 40】 調整済みの監査報酬との比較（業種別）全体

Time	サンプル数	業種トレンド調整済 監査報酬の平均	平均値	t 値	業種トレンド調整済 監査報酬の中央値	中央値	Z 値
0	85	360.53	355.29	0.30	126.91	157	-1.44
1	85	360.52	335.38	1.18	129.24	141	-0.28
2	57	371.44	331.59	1.44	127.61	136	-1.05
3	44	429.58	374.66	1.53	142.02	146	-1.27
4	16	718.62	638.81	0.98	285.39	181	-1.50

【図表 39】 から【図表 40】 の結果から、IFRS 導入時（Time0）、市場別のトレンドで調整した監査報酬は、本来の監査報酬の中央値より有意に低く、逆に導入翌期（Time1）から3期後（Time3）の本来の監査報酬の平均より有意に高いという結果であった（業種別のトレンドについては、いずれも有意な差を検出できなかった）。さらに日本基準適用企業の結果については、【図表 41】 から【図表 42】 のとおりである。

【図表 41】 調整済みの監査報酬との比較（市場別）日本基準適用企業

Time	サンプル数	市場トレンド調整済 監査報酬の平均	平均値	t 値	市場トレンド調整済 監査報酬の中央値	中央値	Z 値
0	86	211.26	229.60	-1.71 *	120.20	118.5	-1.56
1	86	218.65	222.45	-0.32	125.16	115	-0.14
2	59	218.56	213.09	0.40	135.97	113	-0.79
3	45	225.08	216.51	0.43	142.20	133	-0.42
4	20	255.30	280.25	-0.62	156.50	146.5	-0.31

※* : p<0.1（両側）。

【図表 42】 調整済みの監査報酬との比較（業種別）日本基準適用企業

Time	サンプル数	業種トレンド調整済監査報酬の平均	平均値	t 値		業種トレンド調整済監査報酬の中央値	中央値	Z 値	
0	73	202.19	232.66	-2.84	***	107.67	118.5	-3.04	***
1	73	203.40	228.49	-1.98	*	114.01	115	-1.55	
2	48	199.19	212.51	-0.84		112.95	113	-0.38	
3	36	203.61	213.72	-0.49		131.53	133	-0.02	
4	11	261.50	326.45	-0.91		214.55	146.5	-0.09	

※*** : p<0.01（両側）、* : p<0.1（両側）。

【図表 41】 から【図表 42】 の結果から、IFRS 導入時（Time0）、市場別及び業種別のトレンドで調整した監査報酬は、本来の監査報酬の平均より有意に低い結果であった。

以上をまとめると、市場別及び業種別のトレンドで調整した監査報酬と有価証券報告書記載の監査報酬との差を検証したところ、IFRS 導入後、サンプル全体の業種別トレンドで調整した監査報酬との差の検定を除き、有意に高い結果を一部で得た。

(5) 追加検証

監査人の交代は、監査報酬に影響を与えるといわれている。そこで、調査対象期間に監査人の交代があったサンプルを除いて再度、検証したところ、本節で分析した同様の結果であった。

(6) おわりに

本節では、IFRS 導入による監査報酬、非監査報酬及び総報酬への影響を分析した。その結果、監査報酬及び総報酬は増加傾向にあることを示した。しかも監査報酬の有意な増加は、IFRS 導入の3期前から導入期まで続くことを明らかにした。

さらに非監査報酬のうち IFRS 関連費用を加えて調整した監査報酬を用いて、再度、検証を試みたところ、監査報酬における結果と比べ、IFRS 導入の直前期に有意な差を認めないという結果であった。つまり、IFRS の監査報酬の影響を、監査報酬のみではなく、IFRS 関連の支出という観点から分析すると、各年度の IFRS に対する支出額の有意な変化を析出することができない可能性があることを本節では明らかにしている。

あわせて本節では、監査報酬の増減率の仮定を設け、その増減率の調整を加えた監査報酬と有価証券報告書に記載の監査報酬との比較を行った。その結果、一部で有意な差を認めたものの、多くの場合、有意な差を検出できなかった。

これらの結果から、IFRS 導入による監査報酬の増加は、一部で見られるものの、その影響は限定的であるといえよう。

なお本節の限界のひとつに、IFRS 関連費用の選択の問題がある。すなわち IFRS 関連費用として調整される非監査報酬は、あくまで有価証券報告書に記載のあるものに限定されている。くわえて IFRS 関連の非監査報酬の把握についても、IFRS 関連のアドバイザーと明確に記述しているもののみ把握し、その他の IFRS 関連の支出を必ずしも把握できていない。非監査報酬における IFRS 関連の支出を、より一層正確に把握することができれば、本稿の検証も更にクリアーになるものと思われる。

また IFRS 適用企業が少ないという状況は、サンプル数の限界という問題も引き起こす。とりわけ IFRS 適用企業の規模は、比較的大きく、本稿でも検討したように、個別企業の市場に与える影響も大きいと言わざるを得ない。

とはいえ、本節での試みは監査報酬等のトレンドを把握するとともに、IFRS 導入による監査報酬への影響を多角的に検証する機会を示すことができたと思われる。

(佐久間 義浩・町田 祥弘)

5. おわりに

本実態調査報告書は、日本公認会計士協会からの委託研究として実施した、2017年4月期決算から2018年3月期決算までの1年間を対象とするわが国上場企業の監査報酬及び監査人の実態に関する調査研究の成果である。

監査報酬は、基本的には、監査時間に担当監査人の時間当たり報酬を乗じた額を基礎として決定されると考えられる。このため、規模、業種・業態、及び事業上のリスク等が類似している企業であれば、監査報酬が高いほど、監査時間が多く費やされているか、あるいは、時間当たり単価が高い監査人、すなわち、経験やスキルに優る監査人が担当しているものと推定できる。もちろん、監査報酬の比較そのものが監査の理論や実務において重要なのではなく、当該監査報酬が代替すると推定される監査品質こそが重要であることはいうまでもない。監査報酬は、外部から監査の品質を捕捉しうるほぼ唯一の指標であるため、外観的にその多寡に注目が集まるのである²⁶。

今回の調査では、監査報酬増加企業は1,531社（分析対象企業の42.95%）であるのに対して減少企業数は627社（同17.59%）であり、監査報酬は平均4.90%増加（増加企業の平均増加率は14.81%、減少企業の平均減少率は8.30%）していることが確認され、2016年度に引き続き、監査報酬の増加傾向が明らかとなった。冒頭でも触れたように、監査報酬の増加又は減少をもたらすような大きな制度変更や関係法規・基準の新設・改廃はなかったと理解しているが、外部会計監査人と取締役会や監査役会等の連携を強調するコーポレートガバナンス・コードが現場に浸透してきたこと、2017年3月に監査法人ガバナンスコードが導入され、監査品質に関する報告書等が公表されるようになってきていること、あるいは、東芝事件等を受けた虚偽表示のリスクの高い企業に対する監査の厳格化とそれに応じた監査報酬を請求する傾向が強まっている可能性などは、監査報酬に影響する環境要因としてとらえられるかもしれない。

日米比較では、2017年度の監査報酬の平均（中央値）は、アメリカの275.31百万円（103.51百万）に対して、日本は66.04百万円（31.00百万円）であることから、日米の監査報酬の比率は1:4.17（1:3.34）となった。前年度の比率は1:3.74（1:2.68）であったので、日米の監査報酬格差は平均・中央値ともに僅かながら拡大していることが確認された。開示されているデータの関係上、厳密な比較はできないが、アメリカの上場企業の監査報酬は、日本企業の2倍ないし4倍に相当する状況にあると考えられる。

今年度の日本公認会計士協会からの追加調査項目は、監査報酬の受領の仕組み及びそれと密接に関連する監査人の選任方式に関する過去の議論及び学術研究のレビューであった。この依頼は、自由契約に基づいて被監査組織から監査事務所に監査報酬が支払われる仕組みが監査人の独立性ひいては監査品質に悪影響を及ぼしているという批判を念頭に置いたものである。この問題を論ずるにあたって、まず、利害調整支援型監査と意思決定支援型監査という二元構造を持つわが国法定監査において、意思決定支援型監査（金商法監査）については、インセンティブの捻れを緩和することはできても完全には解消できないと考えられる、という整理が行われた。その上で、先行文献のレビューに基づき、わが国でも海外でも、監査人の選任に関する議論は、①被監査会社から完全に分離する国家選任方式、利害関係者代表選任方式、公認会計士協会選任方式があり、また②最高経営者による監査人の選任を

²⁶ わが国において体系的にAQIを整理したものとして、町田祥弘編著〔2017〕を参照されたい。

社内に設定された牽制的な機関によって統制する取締役会選任方式、監査委員会ないし監査役選任方式が議論されてきたことが示された。結論として、洋の東西を問わず、意思決定支援型の監査については、報酬支払者と想定受益者が異なるという事態は、金商法の趣旨からも、経済合理性の面からも、不可避と解される。

最後に、本年度の実証分析として、IFRS 導入による監査報酬、非監査報酬及び総報酬への影響を分析した。その結果、監査報酬及び総報酬は増加傾向にあり、かつ、監査報酬の有意な増加はIFRS 導入の3期前から導入期まで続くことが明らかとなった。また、監査報酬だけでなく、非監査報酬及び監査報酬と非監査報酬をあわせた総報酬のトレンドを分析し、IFRS 関連の支出という観点で見れば、各年度のIFRS に対する支出額の有意な変化を析出することができない可能性があることが示されている。IFRS 導入による監査報酬の増加は、一部見られるものの、その影響は限定的であると考えられる。

本調査研究の目的は、監査報酬を手がかりとして、わが国における上場企業の監査の実態を明らかにすることにある。現在、監査における最重要課題の1つである監査の品質の観点から見て、監査報酬の調査・分析は欠くことができない。本研究の成果の蓄積が、わが国における監査報酬、ひいては監査の品質にかかる基礎的な資料を形成し、監査報酬の適正化にかかる制度上及び実務上の議論に資することを願っている。

(林 隆敏)

参考文献

- Carey, J.L. [1965], *The CPA Plans for the Future*, New York: AICPA.
- Chung, H.H. and J.P. Wynn [2014], “Corporate Governance, Directors’ and Officers’ Insurance Premiums and Audit Fees,” *Managerial Auditing Journal*, vol. 29, no. 2.
- De George, E. T., C. B. Ferguson, N. A. Spear [2013] How much does IFRS Cost? IFRS Adoption and Audit Fees, *The Accounting Review*, Vol.88, No. 2, pp.429-462.
- Gavalda, Ch. (dir.) [1975], “La Commission des opération de bourse et les commissaries aux comptes,” *Economica*. 中村真澄訳[1978]「フランスの証券取引委員会と会計監査役」『証券経済時報』第 62 号。
- Goldman, A. and B. Barlev [1974], “The Auditor-Firm Conflict of Interests: Its Implications for Independence,” *The Accounting Review*, vol. 49, no. 4.
- Griffin, P. A., D. H. Lont, and Y. Sun [2009] Governance Regulatory Changes, International Financial Reporting Standards Adoption, and New Zealand Audit and Non-Audit Fees: Empirical Evidence, *Accounting & Finance*, Vol. 49, No. 4, pp.697-724.
- Higgins, S., D. Lont, and T. Scott [2016] Longer Term Audit Costs of IFRS and the Differential Impact of Implied Auditor Cost Structures, *Accounting & Finance*, Vol. 56, No. 1, pp.165-203.
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales [ICAEW] [2007] EU Implementation of IFRS and the Fair Value Directive : A Report for the European Commission, ICAEW.
- (The) International Financial Reporting Standards Foundation [IFRS] [2019] Who uses IFRS Standards?, <https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction/> (2019/2/17)
- Kim, J.-B., X. Liu, and L. Zheng [2012] The Impact of Mandatory IFRS Adoption on Audit Fees: Theory and Evidence, *The Accounting Review*, Vol. 87, No. 6, pp.2061-2094.
- Lee, T. [1986], *Company Auditing: Concepts and Practices*, London: ICAS and Gee & Co.
- Lee, S. [2002], “Commentary: A Market Remedy for Our Nasty Accounting Virus,” *The Wall Street Journal*.
- Mayhew, B.W. and J.E. Pike [2004], “Does Investor Selection of Auditors Enhance Auditor Independence?” *The Accounting Review*, Vol. 79, No. 3.
- Moizer, P. [1997], “Independence,” in Sherer, M. and S. Turley (eds.), *Current Issues in Auditing*, 3rd ed, London: Paul Chapman.
- Palmrose, Z.V. [1989], “Notes: The Relation of Audit Contract Type to Audit Fees and Hours,” *The Accounting Review*, vol. 64, no. 3.
- Ronen, J. [2002], “Editorial: Policy Reforms in the Aftermath of Accounting Scandals,” *Journal of Accounting and Public Policy*, no. 21.
- SEC [2014] , Office of the Chief Accountant, Application of the Commission’s Rules on Auditor Independence, Frequently Asked Questions.
- Thorne, J., S.A. Holmes, A.S. McGowan, C.A. Strand, and R.H. Strawser [2001], “The Relation between Audit Pricing and Audit Contract Type: A Public Sector Analysis,” *Journal of Accounting and Public Policy*, no. 20.

Vieru, M., and H. Schadewitz [2010] Impact of IFRS Transition on Audit and Non-Audit Fees: Evidence from Small and Medium-Sized Listed Companies in Finland, Liiketaloudellinen Aikakauskirja, Vol.1, pp.11-41.

秋田銀一[1965]「公認会計士の立場について—太田先生の論文を読んで—」『JICPA News』第 68 号。

飯野利夫[1956]「監査調書は誰のものか」『産業経理』第 16 巻第 8 号。

今井 宏[1954]「株式会社における会計監査担当者の選任とその地位について」『民商法雑誌』第 28 巻第 5 号。

岩田 巖 [1952]「財務監査における公認会計士の役割」『新会計制度の 6 問題』ダイヤモンド社。

大住達雄[1965]「会社運営の病理と法理」『法律時報』第 37 巻第 7 号。

監査人・監査報酬問題研究会 [2017]『2017 年版上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』。

金融庁 [2015]『IFRS 適用レポート』2015 年 4 月 15 日。

金融庁 [2018]「会計基準の品質向上に向けた取組み」2018 年 7 月 5 日。

公認会計士・監査審査会 [2018]「監査事務所の概況 平成 30 年版モニタリングレポート」2018 年 7 月。

高田知実・松本祥尚 [2017]「監査報酬の実証分析 —IFRS の適用が監査報酬へ及ぼす影響に関する分析—」監査人・監査報酬問題研究会『2017 年版上場企業 監査人・監査報酬 実態調査報告書』46-55 頁。

高田正淳[1979]『最新監査論』中央経済社。

近澤弘治 [1967]『会計士監査の基礎理論—独立性との連関を中心としての研究—』森山書店。

鳥羽至英・川北 博[2001]『公認会計士の外見的独立性の測定』白桃書房。

西原寛一[1965]「粉飾決算と監査」『法律時報』第 37 巻第 7 号。

日本経済再生本部 [2018]『未来投資戦略 2018 —『Society 5.0』『データ駆動型社会』への変革—』、平成 30 年 6 月 15 日。

日本取引所グループ [2019]『IFRS 適用済・適用決定会社一覧』2019 年 2 月 1 日, <http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html> (2019 年 2 月 1 日)。

林隆敏・松本祥尚 [2017]「3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査」監査人・監査報酬問題研究会『2017 年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』39-45 頁。

朴 大栄編[2014]『監査法人の独立性と組織ガバナンス』同文館出版。

本城初治[1965]「特殊法人化賛成論」『JICPA News』第 65 号。

町田祥弘編著 [2017]『監査品質の指標 (AQI)』同文館出版。

町田祥弘・佐久間義浩 [2017]「日本の監査報酬の実態分析」監査人・監査報酬問題研究会『2017 年版上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』3-37 頁。

町田祥弘・那須伸裕 [2011]「監査契約—監査人の選任および交代の問題を中心として」『企業会計』第 63 巻第 4 号。

松本祥尚[1995]「職業会計士の発展における信用監査の位置付け」『香川大学経済学部研究年報』第 34 号。

森田源一郎・太田哲三 [1965]「公認会計士監査の在り方」『企業会計』第 17 巻第 8 号。

弥永真生[2002]『監査人の外観的独立性』商事法務。

執筆者紹介及び担当箇所一覧

林 隆敏（はやし たかとし）

関西学院大学商学部・教授

関西学院大学商学部卒業、同大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得後退学、甲子園大学経営情報学部を経て、現在に至る。博士（商学・関西学院大学）。

【主要著書】『継続企業監査論－ゴーイング・コンサーン問題の研究－』（中央経済社、2005年）、『国際監査基準の完全解説』（共著、中央経済社、2010年）、『監査論の基礎第3版』（共著、東京経済情報出版、2011年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『七訂版ベーシック監査論』（共著、同文館出版、2015年）等。

松本 祥尚（まつもと よしなお）

関西大学大学院会計研究科・教授

関西大学商学部卒業、神戸大学大学院経営学研究科博士前期課程修了、香川大学経済学部を経て、現在に至る。

【主要著書】『国際監査基準の完全解説』（共著、中央経済社、2010年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『公認会計士の将来像』（共著、同文館出版、2014年）、『七訂版ベーシック監査論』（共著、同文館出版、2015年）、『監査・証明業務の多様性に関する研究』（編著、日本公認会計士協会出版局、2019年）等。

町田 祥弘（まちだ よしひろ）

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科・教授

早稲田大学商学部卒業、同大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得後退学、東京経済大学経営学部を経て、現在に至る。博士（商学・早稲田大学）。

【主要著書】『会計プロフェッションと内部統制』（税務経理協会、2004年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『公認会計士の将来像』（共著、同文館出版、2014年）、『監査品質の指標（AQI）』（編著、同文館出版、2017年）、『監査の品質』（中央経済社、2018年）等。

佐久間 義浩（さくま よしひろ）

東北学院大学経営学部・教授

一橋大学法学部卒業、京都大学大学院経済学研究科博士後期課程修了、富士大学経済学部を経て、現在に至る。博士（経済学・京都大学）。

【主要著書・論文】「日本市場における財務諸表監査の経済的機能に関する検証」『会計プロGRESS』（日本会計研究学会）第9号（単著、2009年）、「非営利組織における内部統制の現状：自治体病院におけるアンケート調査による分析」『非営利法人研究学会誌』第13号（単著、2011年）、『国際財務報告の基礎概念』（共著、中央経済社、2014年）等。

高田 知実（たかだ ともみ）

神戸大学大学院経営学研究科・准教授

関西大学商学部卒業、神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程修了、現在に至る。博士（経営学・神戸大学）。

【主要著書・論文】「監査報酬と監査環境の変化がゴーイング・コンサーンの開示に及ぼす影響の実証分析」『現代監査』（日本監査研究学会）第20号（単著、2010年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、「日本における監査報酬維持企業の決定要因分析」『産業経理』（産業経理協会）第76巻第4号（単著、2017年）等。

堀古 秀徳（ほりこ ひでのり）

大阪産業大学経営学部・助教

関西学院大学商学部卒業、関西学院大学大学院商学研究科博士課程後期課程修了、関西学院大学商学部を経て、現在に至る。博士（商学・関西学院大学）。

【主要論文】「監査人の職業的懐疑心と経営者の誠実性の関係に関する考察」『関西学院商学研究』（関西学院大学大学院商学研究科研究会）第68号（単著、2014年）、「経営者等に対する監査人の信頼と職業的懐疑心」『会計』（森山書店）第187巻第3号（単著、2015年）、「財務諸表監査における懐疑主義の検討」『現代監査』（日本監査研究学会）第27号（単著、2017年）等。

■ 担当箇所一覧

担当箇所	担当者
1. はじめに	林 隆敏
2. 日本の監査報酬の実態分析	林 隆敏・堀古 秀徳
3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査	松本 祥尚・高田 知実
4. 監査報酬の実証分析	佐久間 義浩・町田 祥弘
5. おわりに	林 隆敏